

## 提出された意見書（到着順・敬称略）

1	岩手県
2	岩手県二戸郡一戸町
3	個人
4	札幌テレビ放送株式会社
5	東京エム・リタンテレビジョン株式会社
6	株式会社エフエム大阪
7	株式会社日出ハイテック
8	東京防犯無線協会
9	電気事業連合会
10	朝日放送株式会社
11	福岡防犯無線協会
12	東日本電信電話株式会社
13	JSAT MOBILE Communication 株式会社
14	岩手県一関市
15	日本放送協会
16	JOTR-TV 秋田放送テレビジョン
17	株式会社エフエム東京
18	岩手県釜石市
19	社団法人 京都府防災無線協会
20	株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ
21	西日本電信電話株式会社
22	株式会社 テレビ朝日
23	イー・モバイル株式会社
24	株式会社テレビ東京
25	株式会社文化放送
26	株式会社 TBSテレビ
27	社団法人 日本民間放送連盟
28	UQコミュニケーションズ株式会社
29	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
30	社団法人電子情報技術産業協会
31	関西テレビ放送株式会社
32	東海テレビ放送株式会社
33	株式会社ニッポン放送

3 4	中京テレビ放送株式会社
3 5	財団法人日本移動通信システム協会
3 6	株式会社ウィルコム
3 7	株式会社マルチメディア放送
3 8	KDDI 株式会社
3 9	ソフトバンクモバイル株式会社
4 0	日本テレビ放送網株式会社
4 1	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 (CIAJ)
4 2	定期航空協会
4 3	讀賣テレビ放送株式会社
4 4	メディアフロージャパン企画株式会社
4 5	スカパーJSAT 株式会社
4 6	中部日本放送株式会社

様式

意見書

平成22年8月10日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 あて

郵便番号 020-8570

住所 盛岡市内丸10-1

氏名 岩手県知事 達増拓也

電波利用との関係 無線局免許人(市町村)が  
いる県の知事

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。 (注3)

3 電波利用料の料額 (2) 無線局毎の料額体系の簡素化について

地方自治体及び組合が設置するギャップフィラーの電波利用料の料額については、空中線電力の大きさで区分せず、「地上テレビジョン放送局の経過措置」より低廉化し、恒久的な減免措置を講じること。

※ 地上デジタルテレビ放送の難視聴解消のために県内の地方自治体が設置するギャップフィラーは、カバーエリアと設置費用の効率化から空中線電力 10mW と 50mW のものがある。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

注2 あなたと電波利用との関係について記入下さい (例: 「〇〇無線局の免許人」等)。

注3 記入欄が足りない場合は適宜別紙を用意下さい。用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙にはページ番号を記載して下さい。

意見書

平成 22 年 8 月 10 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号	028-5311
住所	岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24-9
氏名	一戸町長 稲葉 謙
電波利用との関係	受信障害対策中継放送を行う放送局の免許人
電話番号	[REDACTED]
電子メールアドレス	[REDACTED]

電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

受信障害対策中継放送を行う放送局（ギャップフィラー）は地上デジタル放送の難視聴解消を目的とした施設であり、隣接する中継局の受信範囲でありながら難視となっている地区に対し、周波数の変換等を行わずに再送信するもので、受信状況の改善を図るため止む無く設置するものである。

当該施設の運用に対し、一般の電波利用と等しく電波利用料を課すことは地上デジタル放送の推進が国策たることに鑑み、著しく不合理なうえ、その負担は良視地区との公平性も欠くものである。

当該施設については電波利用料を徴さないよう特例措置を講じられたい。

## 個人からの意見書

### 1 電波利用料の予算規模等

地デジ移行対策経費が年間 100 億円程度の増額ということだが、根拠不明確。むしろ次年度以降は大幅に減額できるのではないか。

2 電波利用料の使途で、ホワイトスペースの活用、国際標準化の推進などがかかけられているが、それに参加する者は当然に受益を目的としており、受益者の負担をまず考えるべきもの。真に電波利用料で負担すべき範囲は何か、事業の仕分けをしたうえで、本年度に比し全体として 1 割以上の削減を行るべきである。

3 全体の構図を見た場合、移動通信事業等の負担が軽減されているように見える。事業規模（営業収入）の大きい、電波による恩典の大きな事業者の負担が大幅に軽減され、それを零細な事業者に転嫁するようなことにならないようにすべきである。

4 本ワイトスペースや地デジ化に伴う空き周波数等新たな分野での利用料収入が想定されるが、その分、既存の事業者の負担減につなげるべきである。

5 電波のオークションは行うべきではない。「市場原理」とは聞こえはよいが、結局は経済力（金）のあるものが得ることになりかねない。また、オークションに精力を使いすぎて、事業の立ち上げに支障を来たし、真の意味での電波の有効利用につながるが多いに疑問である。

様式

意見書

平成22年8月19日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 あて

郵便番号 060-8705

(ふりがな) さっぽろしちゅうおうくきた1じょうにし8  
住所 札幌市中央区北1条西8丁目

(ふりがな) さっぽろてれびほうそう

氏名 札幌テレビ放送(株) 代表取締役社長 島田洋一  
電波利用との関係 テレビ放送局免許人

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。(注3)

1 電波利用料の便途

周波数再編を加速するための新たな支援スキーム(周波数移行先の無線設備の取得費用等の支援)を検討とあるが、設備取得費用等の直接的な支援は予算規模の肥大化の恐れがあり、慎重な検討が必要である。

2 電波利用料の料額

電波の経済的価値を一層反映させるために使用帯域幅に応じた負担部分を拡大することは、妥当ではない。

重要な公共的役割を担う放送事業に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課し、その存立基盤を危うくすることは不適切である。特に地方局は、地元に密着したローカル情報発信を充実するために、管理費圧縮等、経営効率を高めるための大変な努力をしている。

また地上テレビ放送事業者は地上テレビ放送のデジタル化により、合計130MHzの周波数帯域を返還するため、平成23年以降は平成22年と比べ、地上テレビ放送の電波利用料負担額は大幅な減額となるべきである。

3 使用帯域幅毎の負担の在り方

放送の特性係数は、「国民への電波利用の普及」「国民の生命財産の保護」を勘案した適切な措置であり、今後も維持することが不可欠である。

またマルチメディア放送は、周波数再編促進という目的に適った新規事業者である。国民のニーズに適合し公共福祉の増進に繋がる放送であり、既存放送事業者と同様な負担額の配分における特性係数の勘案をすべきであるとともに、市場の醸成期間を考慮した電波利用料とするべきである。

4 オークションは、高額入札による事業者の経営基盤悪化が懸念され、日本のICT国際競争力強化にも影響を及ぼす可能性があるため、導入すべきではない。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

注2 あなたと電波利用との関係について記入下さい(例:「〇〇無線局の免許人」等)。

注3 記入欄が足りない場合は適宜別紙を用意下さい。用紙の大きさは、日本工業規格A4面とし、別紙にはページ番号を記載して下さい。

## 意見書

平成22年8月16日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 殿

郵便番号 〒102-8002

住所 東京都千代田区麹町1-12

氏名 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社

代表取締役社長 中川 謙三

電波利用との関係 デジタル放送局の免許人 JOMX-DTV

アナログ放送局の免許人 JOMX-TV

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

弊社は、東京都を放送対象地域とする東京都唯一の県域放送局で、平成15年11月25日にデジタル放送局親局の免許を受けましたが、免許にあたっての空中線電力については都市部特有の林立する高層建築物及び地形的要因等による都市減衰が考慮され、3kWが指定されました。

平成20年10月1日に電波利用料の料額が改定され、弊社の親局は他県の同じ空中線電力の県域放送局と比較すると約360倍の大幅増の料額になっており、大きな開きが生じております。

弊社は、東京都という大都市を放送対象地域としている県域放送局とはいえ、他県の県域放送局との大きな料額の開き、また、中京広域圏及び近畿広域圏の広域放送局と同等の料額については公平観に欠けると思量されます。

是非、次期電波利用料の改定にあたり、前回提出した意見書（平成22年5月18日付け）のとおり別表第六（電波法第百三条の二関係）の無線局の区分の改正について、「設置場所が特定地域の区域内であっても県域放送であるもの」を追加するよう、要望いたします。

[弊社の連絡先]

東京メトロポリタンテレビジョン株式会社

電話 [REDACTED]

FAX [REDACTED]

## 意見書

平成 22 年 8 月 16 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号：556-8510

住所：大阪府大阪市浪速区湊町 1-3-1

氏名：株式会社 エフエム大阪

代表取締役社長 田辺 善仁

電話番号：[REDACTED]

次期電波利用料の見直しに関する基本方針案に対する意見を以下の通り提出します。

### 【意見】

#### (1) 電波の経済的価値の反映について

現在、ラジオ放送局は地域経済の疲弊やインターネットメディアの発展により厳しい経営状況の中にはあります。しかしながら、ラジオ放送は地域に密着した地域情報を発信し、特に災害時にはライフラインとして情報伝達の上で重要な役割を担っています。

そのような状況の中、「電波の経済的価値の一層の反映」において、各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分が拡大され、現行では a 群 : b 群 = 6 : 5 となっている比率を変更し、a 群を増やす方針については、a 群に含まれるラジオ放送局への負担が増大することとなり、さらに経営を圧迫するものであると考えます。

a 群 : b 群の割合が、資本力・収益力のある携帯電話などの電波利用者に著しく有利になるような、バランスを欠いた変更にならないよう又要望するとともに、ラジオ放送局に対し、過度の経済的価値を反映した電波利用料にならないよう又要望します。

#### (2) 特性係数について

現行の電波利用料の負担額においては、ラジオ放送は、「国民への電波利用の普及に係る責務等」に規定されかつ「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と位置付けられた上で、これらの公共性を勘案した特性係数(1/4)が盛り込まれています。

この点について「時期については、現在適用している特性係数を基本的に維持する」と記載されている点については賛成します。

しかし、この特性係数を「中期的に見直しを行う」について、ラジオ放送の担う上記責務等は今後も変わらないと考え、特性係数の変更により、電波利用料が増額すべきではありません。

(3) マルチメディア放送について

マルチメディア放送について、「特性係数の適用は行われない」と記載されているが、マルチメディア放送は「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」でも指摘されているように、現行ラジオ放送以上に公共性と地域情報の発信を担うことが想定されるため、現状のラジオ放送と同様に、公共性を勘案した特性係数の適用を求める。

(4) オークションの導入について

電波の公共性を鑑みると、いたずらに市場原理主義を導入するべきではなく、オークション導入の検討においては、慎重かつ十分な議論が必要と考えます。  
現段階においては、多数の関係者が異議を唱えており「オークション導入は十分検討に値するもの」との方針には反対です。

(5) ラジオ局の電波利用料の負担について

平成 17 年度の電波利用料改定時において、ラジオ局の負担分は大幅に増大し、特に弊社のような空中線電力が 10KW の FM 局は約 90 倍に、平成 20 年度の改定時においても、さらに増額されています。

ラジオ放送局各社の極めて厳しい経営環境の中で、これ以上の負担増は、ラジオ局には耐えられません。

しかしながら、ラジオ放送局各社は、基幹メディアとして法令規程に基づき高い公共性をもったメディアであることを自覚し、各社相当の経営努力を持って社会的責任を果たそうとしています。そのような状況を踏まえ、ラジオ局の経営状況を考慮した電波利用料の設定がなされるべきであると考えます。

以上

担当者：[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

## 意見書

平成22年8月17日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 879-1507

住所 おおいたけんはやみぐんひじまちおおが  
大分県速見郡日出町大神8133

氏名 かぶしきかいしゃひじはいてく ひめしまのぶひこ  
株式会社日出ハイテック 姫嶋暢彦

関係 エンドユーザー

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

- ① 国民全体の貴重な資産である電波の利用権を優先的に与えられる事業者に対しては電波利用事業も含め当該事業者全体の社会的責任履行を義務付けるべきである。例えばTV事業者において、「報道の自由」という大義名分の下で「国民の知る権利を守る」という大目的をないがしろにし、報道、娛樂、教養すべてにおいてどのTV局も金太郎飴的画一的偏向番組が極大化されており、その対極的番組の極小化によりはなはだしくバランスが欠けている構成となっている。特に報道においては様々な見方、解釈があるが事実の報道に徹しておらず、バイアスのかかったような歪曲誘導コメントが濫用されている。自主規制でことたりとしてはならず、無作為抽出で選ばれた国民代表による不当不偏番組監視委員会などの諮問制度が必要である。又携帯電話事業者においては、  
イ) 迷惑メール防止対策がメール事業収入とバッティングするがゆえに歯止め(通信料は全て発信者負担とすることと違反者への罰則)がかからない。有効対策を放置している事業者へは免許を再交付しないこと。  
ロ) 携帯電話での利益を結果的には他の事業への投資に回している事業者(例えばKDDI)の企業としてのコンプライアンスの実態について、総務省が厳しく調査、指導すべき。その結果企業モラルが低い場合は免許を再交付すべきでない。
- ② TV事業者への電波利用料が異常に安く不当である。最低、最高の枠を持たせたオークション制度を採用すべき。世間の常識を外れたTVタレント出演料や、TV局職員の給与が結局は高い携帯電話通信料で補填されている現在の制度は改めるべき。



東防無第42号  
平成22年8月17日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

〒 100-8929

東京都千代田区霞が関2-

(著者)

東京防犯無線

無線局免許人: 東田 浩

電話: [REDACTED]

東京防犯無線協会

(事務局: [REDACTED])

## 意見書

「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」に関して、別添のとおり意見を  
提出します。

## 次期電波利用料の見直しに関する基本方針案に対する意見

### 1 はじめに

東京防犯無線協会は、東京都23区内の無線装置による防犯非常体制を確立し、適正な運用を行って犯罪防止と都民の安全・安心に寄与することを目的として、警視総監の承認を受けて設立され、警察庁、警視庁、総務省関東総合通信局の関係部局の指導監督を受けている防犯協力団体であります。

具体的には、会員である金融機関、競馬会、大使館等において、非常・有事の場合に、設置してある非常通報ボタンを押下することによって警視庁通信指令センターへ通報され、警察活動が即時開始される仕組みになっております。

また、当協会は、入会の会員から会費を徴収して、会員の無線設備の保守点検や管理を、主な業務としております。

しかしながら、現在の国内の緊縮経済状況の中においては、近年の電波利用料の大幅な値上げは、会員から不満の声が出ている現状であります。

従いまして、総務省の「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」につきましては、下記の事項を考慮のうえ、見直しをお願いする次第であります。

### 2 当協会の防犯無線非常通報体制について

当協会の無線装置による防犯非常通報体制の防犯上の有効性として、

- ① 強盗等の事件事故の発生時、押印を押下後、数秒間で警視庁に110番通報されることにより、犯人逮捕の可能性が有線に比べて格段に高く、犯罪の防止に寄与すること。
- ② 商用電源が、突然に停電又は切断されても、予備電源（蓄電池）で1～2日程度は、1～2回の通報が可能のこと。
- ③ 電話回線が不慮の切断若しくは災害等で使用不能となつても通報できること。

等の利点が挙げられます。

このシステムは、電波利用料が免除されている警察無線設備に準ずるものであり、警察関係機関と会員との間に、電波で結ばれた公共的な防犯上の体系ですので、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と考えます。

### 3 次期電波利用料見直し基本方針案について

#### (1) 電波の経済的価値の一層の反映

「3電波利用料の料額」の(1)電波の経済的価値の一層の反映の中で、“電波の経済的価値を一層反映させるために、各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分の拡大”とあり

ますが、当協会は、会員による任意の団体であり、営利を目的とせず、金融機関等に安全・安心を担保しており、当協会の電波利用は、犯罪の予防、検挙という治安目的のために、警察と一体的に運用しているのが実情であります。

「国等の無線局の電波利用料負担」において、「専ら治安・秩序の維持を直接の目的とする無線局（例：警察用、海上保安用）」として公共的な一部分に寄与するものと思われますので、無線装置による防犯非常通報体制が、継続的に確立できるようお願いしたいであります。

## （2）無線局毎の料額体系の簡素化について

当協会の無線局の帯域幅は、16KHzでありますが、「電波利用料額表」（平成20年10月1日改定）の中の、「9その他の無線局」の欄で「使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの」とされ、電波利用料（年額）は26,500円となっておりますが、当無線局の16KHzも、3MHz以下の無線局として一括に取扱い、同一の料金額になっております。

この周波数の幅3MHz以下を、更に細分化し、狭帯域で使用している無線局に対しては、周波数相応の電波利用料額に改定していただくことをお願い致します。

## （3）使用帯域幅毎の負担の在り方について

“現在適用している特性係数に関しては、基本的に維持するが、中期的に見直しを行い、現行に替わるべき新たな措置を、周波数帯毎の電波伝搬やシステム毎の電波利用形態等も踏まえ検討する”としていますが、当協会の運用形態は、「同一システム内で、複数の免許人によって共用を行う電波利用形態」であります。

無線周波数については、5つの都府県（東京・大阪・京都・兵庫・福岡）の無線協会等が、同一の周波数を共用しておりますので、国民の生命・財産に寄与するとする「特性係数」に該当するものと思われます。

また、当協会の無線局の電波利用の形態と利用率については、狭帯域で分割した局（子局）から発信し、一局（親局）にて受信する方法を執っています。

現在、東京23区内で、152局を運用していますが、具体的な運用形態は、発信装置（子局）から受信装置（親局）に電波が発信されるのは、1年で1局に付き30秒間が0～2回程度であり、保守点検の際の試験電波については、1ヵ月1回（約30秒間）発信するのみであります。

更に、会員152局のうち金融機関等の112局にあっては、土曜・日曜・祝日が休日であり、夜間帯においては、営業していないため、電波発信はないと思っています。

真報・誤報については、警視庁内の親機で受信するのは、1年間に双方併せても数回のみであります。これらのことから、全体的に送信時間及び送信回数は少なく、電波の利用率

も低いのが現状であります。

#### 4 おわりに

当協会の意見は、上記のとおりで意の尽くせぬところもありますが、いずれにしましても、当協会の会員は、電波利用料について、「この低迷した経済状況の中で、行政機関が大幅な値上げをしたのは許されない。」として、前回の値上げから非常な関心を持っており、「今後値上げがあった場合には、会員脱退・廃局し、有線通信に変更する」と申し出る会員（局）もあります。

次期の電波利用料が、前回と同様に値上げされれば、当協会としても、苦境に陥ることになりますので、どうか現状のままか、現状以下の減額措置を、お願い申し上げる次第であります。

以上

## 東京防犯無線協会について

### 1 団体の目的

当協会は、無線装置による防犯非常通報体制を確立するとともに、その運用の適正を確保し、もって、犯罪の未然防止と犯人の早期検挙が行われるよう都民生活の安全、安心に寄与することを目的としています。

### 2 協会設立の経緯

- ・警察庁及び郵政省で検討  
昭和29年頃から「所謂非常用コールサイン機」の運用に関する検討開始
- ・昭和30年2月15日付で警察庁次長通達  
「所謂非常用コールサイン機その他類似の機器の運用について」
- ・昭和30年10月6日付で警察庁次長通達「防犯無線局の処理方針」
- ・昭和30年8月から協会設立準備  
警察庁及び警視庁の方針・指示に基づき協会設立の準備に入る
- ・昭和30年12月1日付けで協会（「東京非常通報無線協会」）設立が警視総監から承認され正式に発足
- ・昭和30年12月1日から通報機の運用開始
- ・昭和31年12月に「東京防犯無線協会」に名称を変更
- ・昭和42年1月に「東京防災無線協会」に名称を変更
- ・昭和54年6月に「東京防犯無線協会」に名称を変更し、現在に至る

### 3 協会の構成及び無線局数

#### ・構成

当協会は、会員から会費（首都高速道路株式会社については、会費に相当する必要経費）を集めて、前記の目的を行うために運営している非営利の任意団体です。

7月末日現在、152会員が入会し、役員は、会長以下理事9名、監事2名（いずれも無給）であり、事務局員として専務理事兼事務局長1名及び事務局員4名（無線資格者3名、事務職員1名）計5名で業務運営を行っています。

#### ・無線局数

以前は200局以上あった無線局ですが、金融機関の合併等の事情から減少し、現在は、152局（=152会員）です。

内訳は、銀行等の金融機関や大使館、中央競馬会等が138局あり、月別又は年別の会費を徴収して運営しています。ただし、電波利用料の料金は、会費に含まれておりません。

また、特別会員として、首都高速道路株式会社が14局（年間契約に基づき会費に相当する経費と電波利用料を受領）あります。

以上

## 意 見 書

平成22年8月17日

総務省 総合通信基盤局  
電波部 電波政策課  
電波利用料企画室 御中

〒100-8118

とうきょうとちよだくおおてまち1ちょうめ3ばん2ごう

東京都千代田区大手町1丁目3番2号

けいだんれんかいがん

経団連会館

でんきじぎょうれんごうかい

電気事業連合会

じょうほうづうしんぶちょう

情報通信部長

「次期の電波利用料の見直しに関する基本方針案」に対して、次のとおり意見を申し述べます。

### [意 見]

無線局の電波利用料額の算定において、電波の経済的価値を反映させるという基本方針に賛成いたします。

電波利用料額の算定においては、適正な経済的価値に基づく公平な負担配分を実現して頂くとともに、公共目的の電波利用については、これまでどおり十分な配慮をお願いいたしたい。

(担当)

電気事業連合会 情報通信部

TEL :

Mail :

以上

## 意見書

平成 22 年 8 月 17 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号: 563-8603

住所: 大阪市福島区福島 1-1-30

氏名: 朝日放送株式会社 代表取締役社長 渡辺克信

電波利用との関係: ラジオ・テレビジョンの放送局、

その運営のための固定局・携帯局等の免許人

連絡先: 朝日放送株式会社 経営戦略室

担当者: [REDACTED]

担当者電話番号: [REDACTED]

担当者電子メール: [REDACTED]

「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」に対し、下記の通り意見を提出します。

### 1 「電波利用料の使途」について

電波利用料を(1)周波数再編の促進(2)電波の共同利用の促進(3)研究開発、実証実験、国際標準化の推進のために使用することは適当である。

しかしながら(1)の周波数再編については、たとえ移行のための費用支援があったとしても、その周波数でないと、本来の目的が達成できない場合があるので、再編については関係者の意見を充分聴取した上で、進められたい。

さらに、ここでは記されていないが、都市部で受信状態の悪い中波ラジオについては、電波利用料を使用して、難聴取解消等のために整備事業を行うことを検討すべきと考える。

主要道路や鉄道の長大トンネルでの携帯電話の不感対策が電波利用料で行われているのであれば、電波利用料で都市部(地下街・鉄道の地下部分など)においてテレビ・ラジオの不感対策を行うことは、災害発生時の国民の情報手段を確保する上でも、適当であると考える。

## 2 料額について

放送は、その番組編成において民主主義の発展・公共の福祉の増大を目的としているのであり、報道取材など放送活動は採算を度外視して行うこともある。よって、次期電波利用料において、放送の公共性などを勘案し設定されている配分係数は維持するとする今回の考え方には賛成する。

また、将来の行われる可能性のある「新たな措置」の検討においては、先般のチリ共和国での地震に伴う大津波警報に関する災害報道を例に出すまでもなく、放送は国民の安全・安心を確保すべく放送活動を行っており、料額や係数の設定においては更に考慮することを検討して頂きたい。

## 3 使用帯域幅毎の負担の在り方について

マルチメディア放送において、基本的に新たに特定係数の適用は行わないとの考え方には反対する。総務省が開催した「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」は本年7月9日に公表した最終報告書において、VHF-Lowバンドを使用するマルチメディア放送には、自社制作率が一定の割合を超えるかつ地域の災害報道を行うアナログラジオのサイマル放送を優先して行うべき帯域を割り当てることが適当である旨の記述がある。この報告書の趣旨に基づいて電波の割り当てが行われるのであれば、VHF-Low バンドにおいてマルチメディア放送を行う事業者に対しては、サイマル放送を行う帯域には、アナログラジオに適用されている特性係数適用、もしくは同様の利用料の軽減措置が必要と考える。

VHF-Lowバンドのマルチメディア放送において、サイマル放送を認められたラジオは、国民の生命・財産の保護に非常に寄与していることから、既存の放送と同様の措置が必要である。

## 4 オークション導入の検討について

オークションの導入には反対する。この方針案にもあるように「先行事業者との間で競争政策上の問題が生じないよう対象を選定」したとしても、オークションの結果、新規事業者の参入した周波数帯において、電波利用料が高騰した場合は、同様の周波数帯を使用する先行事業者の電波利用料も高騰する可能性が高い。特に放送事業者にとって、これ以上の電波利用料の負担は、現在の無料広告放送と放送内容維持ができなくなる可能性が高い。電波利用料の増額は、国庫にとっては増収かもしれないが、国民にとって、現在享受している放送の内容が貧しくなったり、負担が増大したりするのであれば、放送に電波を割り当てる目的から大きく逸脱するのではないか。

安価な手段で受信でき、ほぼ全ての国民がその番組を享受している放送については、過度な電波利用料を課すことは、不適切である。

また、諸外国ではオークションの結果、電波を落札した事業者が事業を維持できなくなるケー

スもあり、電波オークションは一概に良い制度とは言えない。一時的に国庫に収入があったとしても、落札した事業者は、事業維持のために電波利用料のコストを利用者である国民に転嫁することから、結果的に国民の負担が増大する点からも、オークションの導入には反対する。

以上



## 意 見 書

平成22年8月16日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 812-8576

住 所 福岡市博多区東公園

福岡県警

氏 名 福岡防犯無線協会

電波利用との関係

非常警報用無線局の免許人

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス

なし

電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

### 1 使途及び予算規模について

「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」完了後における  
本事業分の使途については、差額の一部を料額の減額にも充当してもらいたい。

### 2 料額について

減免・減額措置をお願いする。

理由等については別紙のとおり。

### 3 その他

特になし。

### ◎ 電波利用料の料額について

福岡防犯無線協会は、金融機関及び公共的事業所（以下「金融機関等」という。）において犯罪等が発生した場合、同所から迅速に警察本部通信指令室に、無線システムで通報・連絡できるように設置された非常通報用無線装置を、協会加入の会員から会費を徴収して、警察の指導監督を受けながら設備の保守を含めた管理運用を行っているものであります。しかしながら、近年の電波利用料が会費に占める割合は大きく、運営を大きく圧迫している現状にあることに鑑み、次の理由により、次期ないしは中期的な見直しによる減免措置の導入をご検討願います。

- 1 当協会は公益性の高い団体（任意）であり、管理するシステムは営利目的ではなく、金融機関等のみならず同機関を利用する一般市民の安全と安心を担保するためのものであり、基本方針案にある「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」そのものと考えておりますので、当協会の無線局に本趣旨を適用できるような措置をお願いします。
- 2 国又は地方自治体に係る電波利用料については、減免措置がとられているところでありますが、当協会の電波利用は、犯罪の予防・検挙という治安目的のために警察と一緒に運用している実態にあり、免許状にも通信の相手方は「警察庁所属の受信設備」と明記されているところです。また、警察本部の地域部長及び通信指令課長が当協会理事に就任している趣旨も踏まえて、電波利用料の減免措置をお願いします。
- 3 当協会管理のシステムの利用は、金融機関等における犯罪発生時（最近5年間の発生は0件）のほか、会員に対する毎月1回（1年間で12回）の定期点検におけるテスト発信のみで、その利用頻度は他の利用者よりも僅少と思われ一律の負担は大きいものと考えますので減額措置をお願いします。
- 4 当協会管理の無線局の区分けは、電波法第103条の2「別表第6」の9の項「その他の無線局」となっていますが、「使用する電波の周波数の幅が3000KHz以下のもの」と大括りされており、当無線局のように帯域幅が16KHzのものも、3000KHzと同一の料額が定められるのは、受益と負担の関係からも問題ではないかと考えます。このため、この「周波数の幅3000KHz以下」を更に細分化して、狭帯域で使用している無線局に対しては大幅な減額措置の導入をお願いします。

以上のことから、当無線協会に対する電波利用料の減免措置を含めて、適正な料額となるようご検討をお願いします。



## 意見書

平成22年8月17日

総務省 総合通信基盤局 電波部  
電波政策課 電波利用料企画室 御中

郵便番号 163-8019  
住所 東京都新宿区西新宿3-19-2  
氏名 東日本電信電話株式会社  
電波利用 代表取締役社長 江部 [REDACTED]  
との関係 電気通信業務用無線局の免許 [REDACTED]

次期電波利用料の見直しに関する基本方針案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

### 【本件に関する連絡先】

東日本電信電話株式会社

ネットワーク事業推進本部 設備部

[REDACTED]  
電話番号：[REDACTED]

メールアドレス：[REDACTED]

次期電波利用料制度の見直しに関する基本方針案について、意見を述べる機会を頂きまして誠にありがとうございます。以下のとおり弊社の意見を提出いたしますので、よろしく取り計らい頂きますようお願い申しあげます。

#### 1. 電波利用料の予算規模等について

既存使途の歳出の効率化について賛成いたします。また、平成22年度の歳入と歳出の差額について、電波利用共益事務への支出に充てることが適当であり、平成23年度以降において差額を生じないようにすることについて賛成いたします。

#### 2. 電波利用料の使途について

電波の効率的な利用、電波技術の国際競争力の確保の観点から、研究開発、実証実験、国際標準化の推進について賛成いたします。

さらには、円滑な周波数再編実施のため、再編対象の現行無線局設備における未償却残高や、移行のための新たな無線局構築などに対して、電波利用料からの補助を要望いたします。

#### 3. 電波利用料の料額について

弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律」第3条にて、離島・山間部のエリアでも電気通信サービスを公平かつ安定的に提供する責務があります。また、「災害対策法」第2条における指定公共機関として、内閣総理大臣より指定を受けております。

このため、採算の難しい離島・山間部へのエリアへは、ルーラル加入者無線局、マイクロ固定局、および地球局などを用いて電気通信サービスを提供しており、併せて、災害時等の対応に災害対策用通信の無線局を備えております。

これら離島・山間部では都市部と比べ需要も極めて低いことから、引き続き減免措置を含め、現行の利用料額の据え置きを要望いたします。

#### 4. その他について

電波利用料の性格は引き続き維持することが適当であることについて賛成いたします。

なお、無線システムには様々な特性があり、非逼迫地域で使用する無線局は、電波の利用の程度が低いことから、オークション制度は適切でないと考えます。

以上

意見書

平成 22 年 8 月 17 日

総務省 総合通信基盤局 電波部  
電波政策課 電波利用料企画室 御中

郵便番号 106-0041

住 所 東京都港区麻布台1-7-2神谷町サンケイビル 7F

氏 名 JSAT MOBILE Communication株式会社  
代表取締役 薄口 遼

電波利用との関係 携帯移動地球局の免許人

連絡先 [REDACTED]

TEL: [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

電波利用料に関し、別紙の通り意見を提出致します。

## 別紙

項目	意見
1 電波利用料の予算規模等	既存使途の歳出の効率化を図ることに賛同します。また、歳出と歳入の差額が生じないようにすることに賛同します。仮に歳入が歳出を上回った場合は、例えば還付や電波利用料の減額等の形でその差額は納付者に還元すべきと考えます。
3 電波利用料の料額 (2)無線局毎の料額体系の簡素化	無線局数で案分して負担する部分について、無線局数での単純な均等割りによる統一単価への移行及び無線局毎にかかる電波利用料の低廉化に賛同します。
4 その他 (2)オークション	既にサービスに利用されている周波数帯をオークション制度の対象にするのは、サービスの提供を受けている利用者の料金の大幅な上昇のみならずサービスの中止の恐れがあるため、オークション制度には馴染まないと考えます。 また、新規に利用を開始する周波数帯へのオークション制度の導入についても、過度な競争を招くことにより利用者へ悪影響等を与えることなく踏まえ、慎重に検討すべきと考えます。

様式

意見書

平成22年8月18日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

住所 〒021-8501 岩手県一関市竹山町7-2

氏名 岩手県一関市長 勝 部 修

電波利用との関係 無線局の免許人(予定)

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

3 電波利用料の料額 (2)無線局毎の料額体系の簡素化について

地方自治体及び組合が設置するギャップフィラーの電波利用料の料額については、地形上不利な地域における、地上デジタルテレビジョン放送の難視聴解消ために設置するものであり、公共性、公益性の他、周波数の有効活用などにおいても非常に有効であることから、空中線電力の大きさで区分せず、「地上テレビジョン放送局の経過措置」により低廉化し、恒久的な減免措置を講じること。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

注2 あなたと電波利用との関係について記入下さい(例:「〇〇無線局の免許人」等)。

注3 該当欄のみ記入下さい。記入欄が足りない場合は適宜別紙を用意下さい。用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とし、別紙にはページ番号を記載して下さい。

# 意 見 書

平成 22 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 150-8001

住 所 とうきょうとしぶやくじんなん  
東京都渋谷区神南 2-2-1

名 称 にっぽんほううそうきょうかい  
日本放送協会

代 表 者 ふくち しげお  
福地 茂雄

電波利用との関係  
無線局（放送局）の免許人

電波利用料に関し、別紙のとおり意見を提出します。

（連絡先）

経営企画局

電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

技術局計画部

電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

(別紙)

## 「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」への意見

「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」について、以下のとおり意見を述べます。

### 1. 電波利用料予算規模について

- ・NHKの電波利用料支出は、平成5年の電波利用料制度導入時から10倍近くに増大しています。電波利用料の使途、料額の見直しにより、NHKの負担が増えないよう、適切な予算規模と効率的な事務の実施を要望します。
- ・地上放送のデジタル化は、視聴者がハイビジョンやワンセグサービスなどを享受できるメリットがあり、また、VHF帯およびUHF帯においてテレビ放送以外の他の用途に使用できる130MHz幅の周波数を創出しようという国の施策であり、無線局免許人全体の受益に適うものであることから、既存使途の歳出の効率化を図りつつ、地デジ移行対策の後年度負担の償還に支出することは適当と考えます。

### 2. 電波利用料の料額について

- ・NHKは、視聴者が負担する受信料によって運営されている公共放送であり、電波を利用することによって利益を得る企業とは基本的に性格を異にしていることから、電波の経済的価値を料額に一層反映させるためとして、使用帯域幅に応じた負担部分を一律に拡大適用することは、そぐわないと考えます。
- ・NHKは、あまねく全国に豊かで、かつ、良い放送番組を届け、また、災害の場合の放送を迅速かつ的確に提供するよう、放送法で規定された公共放送としての使命があり、この責務を果しています。これを勘案した特性係数の適用など、適正な負担の措置について今後も継続されることを要望します。
- ・無線局数で按分して負担する部分を無線局数の単純な均等割りにすることは、地デジ難視対策用ギャップフィラー等の料額を低廉化することにつながることから適当であると考えます。

以上

意見書

平成 22 年 8 月 18 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

010-8611

秋田県秋田市山王7丁目9番42号

株式会社秋田放送

代表取締役社長 立田 聰

電波利用料との関係

JOTR あきたほうそう、JOTR-TV 秋田放送テレビジョン、JOTR-DTV あきたほうそ  
うデジタルテレビジョン他免許人

Tel [REDACTED]  
[REDACTED]

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料の予算規模について

現在は地デジ完全移行の総仕上げの段階であり、地デジ総合対策の割合が  
40%近くになっている。23年度以降、対策費用は漸減することになるので、現  
状の予算規模にこだわって使途を拡大することなく、予算規模としては縮小し  
ていくべきである。

以上

# 意見書

平成 22 年 8 月 11 日

総務省総合通信基盤局電波部

電波政策課電波利用料企画室 御中

とうきょうとちよだくこうじまち

〒102-8080 東京都千代田区麹町 1-7

株エフエム東京

ふきたみちおみ

代表取締役社長 富木田 道臣

次期電波利用料の見直しに関する基本方針案に対する意見を、下記のとおり提出します。

## 【意見】

1. 現行の電波利用料の負担額において、ラジオ放送が、「国民への電波利用の普及に係る責務等」に規定されかつ「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と位置付けられた上で、これらの公共性を勘案した特性係数（1／4）が盛り込まれている。本基本方針案で、この特性係数について「中期的に見直しを行う」とあるが、ラジオ放送の担う「国民への電波利用の普及に係る責務等」および「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の位置付けは、今後も不变であるべきものと考えるため、特性係数の変更により、電波利用料が増額すべきではない。
2. マルチメディア放送について、特性係数の適用は行われないとされているが、マルチメディア放送においても、現行のラジオ放送同様の公共性を担うことが想定されるため、同様に公共性を勘案した特性係数の適用を求める。
3. 電波の公共性を鑑みると、オークション導入の検討においては、慎重かつ十分な議論が必要であり、多数の関係者が異議を唱えている現状において「オークション導入は十分検討に値するもの」と判断するには反対であり、時期尚早である。
4. 前々回平成 17 年度の電波利用料改定時において、ラジオ局の負担分は大幅に増大（弊社においては 80 倍以上の増額）し、前回平成 20 年度の改定時においても、さらに 2 割以上の増額となっており、きわめて厳しい経営環境の中で、これ以上の負担増にラジオ局は耐えられない状況にある。電波利用料額算定の前提となる利用料の使途についてより精査し、電波利用料総額を据置き、むしろ減額する方向が望ましい。

ラジオ放送は基幹メディアとして法令規程に基づき高い公共性をもったメディアであることを鑑み、ラジオ局の経営状況を考慮した電波利用料の設定がなされるべきである。

以上

電波利用料の意見募集(10 08 18).txt  
意見書

平成22年8月18日

総務省相当通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 026-8686  
住所 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号  
氏名 釜石市長 野田武則

電波利用との関係受信障害対策中継放送を行う放送局の免許人  
となる予定の者

電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

電波利用量に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

「3. 電波利用料の料額」の「(2) 無線局毎の料額体系の簡素化」について、  
自治体における難視対策のギャップフィラーは国策として行われている地上デジタル放送の難視対策として  
自治体が中継所未設置エリア地区に対して行っているものであり、  
当該施設を一般の電波利用と等しく料金を課すことは、地上デジタル放送の難視対策を行う自治体に対し不合理であり、  
良視地区との公平性を著しく欠くものである。  
よって、自治体主導の難視対策として設置されるギャップフィラーについては  
電波利用料の更なる低廉化について、特段の配慮を願いたい。

様式

## 意見書

平成 22年 8月 19日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 あて

郵便番号 100-8439

(ふりがな) とうきょうとちよだくゆうらくちょう

住所 東京都千代田区有楽町1-9-3

(ふりがな) かぶしきがいしゃにっぽんほうそう

氏名(注1) 株式会社ニッポン放送

むらやまそうたろう

代表取締役社長 村山 創太郎

電波利用との関係(注2) 放送局の免許人

電話番号 [REDACTED]

連絡担当者 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

次期電波利用料に関し、別紙のとおり意見を提出します。(注3)

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

注2 あなたと電波利用との関係について記入下さい(例:「〇〇無線局の免許人」等)。

注3 記入欄が足りない場合は適宜別紙を用意下さい。用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とし、別紙にはページ番号を記載して下さい。

1. 「II 次期電波利用料の見直しのポイント」>「2 電波利用料の使途」>「(1) 周波数再編の促進」

- ・周波数再編を加速するために、新たな支援スキームを検討するとの方針については賛成する。  
『周波数移行先の無線設備の取得費用等の支援』については、是非とも実現していただきたく、早期に検討に着手し具体的な支援方法を提示していただくことを希望する。

2. 「II 次期電波利用料の見直しのポイント」>「3 電波利用料の料額」>「(1) 電波の経済的価値の一層の反映」

- ・電波の経済的価値を一層反映させるために、現行6:5としているa群:b群の比率を変え、a群の比率を増加するとの方針については、比率変更の方針決定に至る理由が明確でない上、増加の度合いも示されておらず、バランスを欠いた極端な変更案の提示も懸念されることから、納得しがたい。

3. 「II 次期電波利用料の見直しのポイント」>「3 電波利用料の料額」>「(3) 使用帯域幅毎の負担の在り方」

- ・次期については免許人の負担の急激な変化にも留意し、現在適用している特性係数に関しては基本的に維持するとの方針については賛成する。
- ・マルチメディア放送等の地デジ移行後の空き周波数帯を使用する免許人は、基本的に新たに特性係数の適用は行わないとの方針については再考を求めたい。

特に、先の「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」にあるように、VHF・LOW帯でのマルチメディア放送においては、その役割の一つとして地域に密着した安心・安全情報の提供が強く求められている。これは正に、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」という特性係数適用の条件に合致するものであることから、マルチメディア放送の免許人に対して、適切な特性係数の適用が行われることを希望する。

また、マルチメディア放送は受信機ゼロの状態から新たに立ち上がる放送であることから、例えば放送開始から一定期間は、過大な電波利用料負担がその事業性に影響を与えることがないような配慮が必要と考える。

4. 「II 次期電波利用料の見直しのポイント」>「4 その他」>「(2) オークション」

- ・電波の公平かつ能率的な利用、免許手続きの透明性確保等の観点から、市場原理を活用するオークション導入は十分検討に値するものとの方針については、公共的な役割を果たしている放送への導入は、なじまないものと考える。

オークションの導入に関する検討は、その審議過程を明らかにするとともに、取りまとめにあたっては広く国民の理解を得られるように、充分に時間をかけて議論すべきと考える。

## 意見書

平成 22 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 466-8635  
住所 (ふりがな) 名古屋市昭和区高峯町 154 番地  
氏名 (ふりがな) 中京テレビ放送株式会社  
代表取締役社長 德光彰二  
代理人 電波利用料との関係  
電話番号 取締役技術局長 水谷和夫  
電子メールアドレス 放送局の免許人  
[REDACTED]

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

### 3 電波利用料の料額

#### (1) 電波の経済的価値の一層の反映

- 「電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分を拡大」との方針については基本的に反対する。先の意見募集でも述べたとおり、放送は国民の知る権利に応えて健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時は重要なライフラインとしての役割を担っている。この放送の公共性について十分配慮し、料額を検討すべきである。
- アナログ放送の終了時に、テレビ放送事業者は、使用周波数帯域約 370 MHz のうち約 130 MHz を返還する。今回の制度見直しにおいて、テレビ放送事業者の電波利用料の負担額算定に適切に反映すべき点と考える。

#### (3) 使用帯域幅ごとの負担のあり方

- 各無線システムへの負担額の配分において現在適応している放送の〈特性係数〉は「国民への電波利用の普及に係る責務等：1/2」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの：1/2」の 2 点を合わせて 1/4 となっている。放送の公共性を勘案して妥当なものと考えている。今回の制度見直しにおいても、この特性係数については継続すべきである。

### 4 その他

#### (1) 電波利用料の性格

- 「電波利用料の性格は引き続き維持することが適当である」には賛同する。しかし、民間放送事業の場合、受益者である視聴者からの徴収はおこなっていない。この点が携帯電話事業者など他の事業者と異なっている。電波利用の料額検討において配慮されるべき点と考える。

#### (3) その他

- 地上デジタル放送への移行は、国策による事業である。そのための対策費が平成 22 年度で歳出の約 40% を占め、今後も増額が見込まれるとあるが、放送事業者のためではなく、広くは視聴者である国民が受益者であると考えるべきである。この事業の結果、約 130 MHz もの放送電波帯域を返上することが可能となり、新たにマルチメディア放送等に活用される。「地上デジタル放送総合対策」の費用負担割合を放送事業者のみに結びつけて議論することは不適切と考える。

意見書

平成22年8月19日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 141-6021  
住所 東京都品川区大崎2-1-1  
法人の名称 シンクパークタワー  
財団法人日本移動通信システム協会  
代表者 理事長 小倉 純治  
電波利用との関係 MCA陸上移動中継局の免許人  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

- 当協会は1500MHz帯(9:65MHz×2)にてデジタルシステム、800MHz帯(10MHz×2)にてアナログシステムという二つの周波数帯にてMCAを運用している。
- 当協会では、1500MHz帯については周波数有効利用策として定められた周波数割当計画に従い、2014年3月末日にサービスを停止することを決定しているところである。一方800MHz帯についても、利用者の減少により運用経費の支弁が難しくなることが予想されることより、今般、2012年9月末日までに東京等一部エリアのサービス停止を決定したところである。
- MCAには携帯電話には無い、一斉同報機能、即時通話機能等があり、また、災害時にも携帯電話に比べると格段につながり易い等のメリットがあり、割当てられた周波数により、これらのメリットを必要とする利用者にMCAを利用していただいているところである。
- 見直しに関する基本方針案では「電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分を拡大する」とあるが、既にサービス停止日まで定め、その期日を利用者に通知しているシステムについては、負担拡大はそのままサービス停止日の前倒しを余儀なくされることとなり、利用者に大きな迷惑をかけることとなる。したがって、こうした無線システムに対する負担拡大については適用除外として頂きたい。

## 意見書

平成 22 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 105-8477

住所 東京都港区虎ノ門3丁目4-7

氏名 更生会社

株式会社 ウィルコム

管財人

管財人

電波利用との関係 PHS の基地局の免許人

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

### 3 電波利用料の料額について

電波の経済的価値を電波利用料の料額に一層反映させるために、使用帯域幅に応じた負担部分を拡大させることについて賛成します。

また、使用帯域幅の負担の在り方において各無線システムの特性を勘案することについても賛成いたします。この考え方に基づき、BWA の割当周波数のうち 2545~2555MHz の 10MHz 帯域のように他システムとの干渉との関係で運用制限が設けられている帯域については、その経済価値を勘案し電波利用料の減免等を考慮していただきたい。

以上

意見書

平成 22 年 8 月 19 日

総務省 総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 100-6104

住所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 株式会社マルチメディア放送

代表取締役社長 二木 治成

「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を別紙のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願ひ申し上げます。

意見書に関する連絡先

株式会社マルチメディア放送

経営企画部

電話番号

FAX:

電波利用との関係		207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数においてマルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。）を行う放送局の無線設備の開設計画認定申請者
以下のとおり意見を提出します。		
該当箇所	当社意見	
1. 電波利用料の予算規模等	<p>■予算規模について基本方針案に賛同します。その際、平成 23 年 7 月の地上デジタル放送完全移行後に展開する「207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数帯域における携帯端末向けマルチメディア放送」について、電波資源の有効利用の観点からその認定事業者が事業を運営なく開始できるように、地上デジタル放送総合対策として以下のとおり環境整備を実施していただきたいと考えます。</p> <p>・デジアナ変換の実施世帯等に対して、マルチメディア放送の開始時に当該周波数帯域において発生するおそれがある受信障害問題の対策に関する事前周知活動への支援</p>	
3. 電波利用料の料額方	<p>■マルチメディア放送については、①あまねく受信できるよう努めること、②受信設備の普及に配慮すること、③緊急災害放送を行うことの義務付け等が課されており、地上波放送局と同等の基幹放送として法制化が検討された経緯を勘案すると、「国民への電波利用の普及に係る義務等」「国民の生命、財産の保護に寄与するもの」に係る特性保証が適用されるべきと考えます。</p> <p>■加えて、マルチメディア放送の健全な事業運営を実現するため、事業開始から一定の間においては、電波利用料の負担軽減措置を実施していただきたいと考えます。</p>	
4. その他	(2) オークション	<p>■周波数オークション制度の導入は、周波数譲当手続きの透明化が期待されますが、入札額の高騰を招くことで、①サービスの高度化の遅れ、②ユーザー負担の増加、③周波数の市場取引を引き起こす懸念等があることから、幅広い議論が必要と考えます。</p>

## 意見書

平成 22 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 163-8003  
住 所 東京都新宿区西新宿 2-3-2  
氏 名 KDDI 株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長兼会長 小野寺正  
電波利用との関係 電気通信業務用無線局免許人

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

### 1 電波利用料の予算規模等

歳出の効率化を図った上で、現行の予算規模を維持することについては、賛成します。また、平成 22 年度の歳入と歳出の差額について、後年度負担の償還を前倒しすることは適当と考えますが、歳入と歳出の差額が生じる場合には、会計年度毎あるいは二会計年度に跨って料額調整をする等、歳入による調整（料額の軽減等）が基本であるべきと考えます。

なお、歳出の効率化を図るためにも、電波監視による不法・違法無線局の取り締まりだけでなく、不法・違法局の出現を未然に防止するための施策（不法・違法となるような機器の容易な販売阻止や罰則の強化等）についても積極的に検討すべきと考えます。

### 2 電波利用料の用途

電波の有効利用の一層の促進を図るために、「周波数再編の促進」「電波の共同利用の促進」「研究開発、実証実験、国際標準化の推進」の施策について、既存用途の歳出の効率化を図りながら重点的に推進する基本方針案に賛成します。

特に、「周波数再編の促進」や「電波の共同利用の促進」に関しては、TV 等の受信・共聴設備と新たな周波数を利用する移動通信システム等との間に係る干渉対策等についても用途の範囲とすべきと考えます。

また、基本方針には示されておりませんが、電波の安全性に関する調査研究とその成果の公表については、国民が安心して電波を利用できるよう国が主体となり、電波利用料を財源に継続して実施すべきと考えます。

### 3 電波利用料の料額

「電波の経済的価値の一層の反映」「無線局毎の料額体系の簡素化」「使用帯域幅毎の負担の在り方」の見直しについて基本的に賛成しますが、特に a 群の係数部分となる「電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分の拡大」の決定に際しては、その考え方や決定プロセス等について公表すべきと考えます。

#### 4 その他

電波利用料の性格が引き続き維持されることについて賛成します。  
オークション導入については、現行の電波利用料制度との関係を明確にし、電波利用コストが電波利用サービスのコストになることを示した上で国民の意見を傾聴しながら、慎重に議論することが肝要と考えます。

また、免許不要局等からの徴収に関する基本方針案が示されていないことについて、次のとおり意見します。

電波利用共益費の性格が維持されるのであれば、免許の要否や周波数共用の有無、徴収の容易度等に関わらず、電波利用者は電波利用環境が整備されている受益に対する負担をすべきと考えます。国民生活の利便性向上の期待が高まるなか、今後、ワイヤレス機器の一層の普及や新たなワイヤレス機器の導入に伴い、これまで以上に多種多様の電波利用が想定されるところです。したがって、これらの利用形態に応じた公平で合理的な料額や徴収方法について、更なる検討がなされるべきと考えます。

以上

(担当)KDDI株式会社 [REDACTED] (REDACTED)

平成 22 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 105-7317  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
代表取締役社長兼CEO 藤井 茂義  
電波利用との関係 無線局の免許人

郵便番号 105-7316  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
代表取締役社長兼CEO 藤井 茂義  
電波利用との関係 無線局の免許人

- 当該意見募集に関して、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。
- 次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。
- 尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願ひ致します。

(連絡先)

ソフトバンクモバイル株式会社 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

電子メール [REDACTED]

## 意見書（要旨）

### 1. 電波利用料の使途

- (1) 周波数再編を加速するための新たな支援スキーム（周波数移行先の無線設備の取得費用等の支援）を導入し、これに電波利用料を充当することを要望します。
- (2) ホワイトスペースの活用のための研究・技術開発に限定し、ホワイトスペース特区等の事業運営等の費用に電波利用料を充当するべきではないと考えます。

### 2. 電波利用料の料額

#### (1) 電波の経済的価値の一層の反映に対する意見

a 群の 3GHz 以下と 3GHz 超～6GHz 以下の負担割合は 10：1 とする案が示されていますが、電波の経済的価値を周波数帯域の最新の混雑度に応じて配分するこの案は経済的価値を反映しているとは一概に言えず、前回の電波利用料の負担割合であった逆比 3：1 を採用することを提案します。

#### (2) 使用帯域幅毎の負担の在り方に対する意見

##### (ア) 特性係数に対する意見

特性係数は法令化されておらず、位置付けが曖昧なまま適用されていますが、この位置付けを明確にした上で、適用の基準を明確にし、法令化した上で適用するべきであると考えます。

##### (イ) 経過的措置に対する意見

放送事業者に対する電波利用料額変更に伴う経過的措置は既に今期（3 年間）で実施された経緯もあり、次期においてはこの経過的措置は更に存続はせず廃止するべきであると考えます。

##### (ウ) マルチメディア放送に対する意見

マルチメディア放送は地上テレビジョン放送事業者と同等の位置付け（広くあまねくエリアカバー及び災害放送の義務）にあり、他の放送事業者と同様の扱いとするべきであると考えます。

(エ) ホワイトスペースに対する意見

ホワイトスペース事業者のみ特別扱いするのではなく、電波利用に見合った帯域利用料（a 群）及び無線局利用料（b 群）の応分の負担をするべきであると考えます。ただし、特定の地域で利用するのであれば、地域係数など電波利用に合わせた係数で電波利用料を支払うべきであると考えます。

## 意見書

## 1. 電波利用料の使途

(1) 周波数再編を加速するための新たな支援スキーム（周波数移行先の無線設備の取得費用等の支援）を導入し、これに電波利用料を充当することを要望します。

周波数再編の促進するための「移動通信分野等の周波数の利用ニーズの急速な拡大に対応するため、周波数再編を加速するための新たな支援スキーム(周波数移行先の無線設備の取得費用等の支援)」については、地デジ完全移行費用が「無線局全体受益」として電波利用料（平成20～22年度はa群及びb群費用）が充当されたことと同様の理由により、移動体通信分野の通信量は平成19年から平成29年までの間に220倍に増加する見込みであり移動体通信に最も適した周波数帯である700/900MHz帯の国際標準バンドを考慮した周波数再編を促進するため、新たな使途として周波数移行先の無線設備の取得費用等の支援に関する新たな支援スキームを導入し、これに電波利用料を充当することを要望します。

(2) ホワイトスペースの活用のための研究・技術開発に限定し、ホワイトスペース特区等の事業運営等の費用に電波利用料を充当するべきではないと考えます。

総務省政務三役会議（平成22年6月17日）における行政事業レビュー・公開プロセスにおいて、ユビキタス特区事業の推進は「廃止を前提とした全面的見直し」（課題によって成功しているもの、発展の見通しが不透明なものがある。戦略を明確にした上で選択と集中が必要である。また、委託事業としては廃止し、企業負担、後年度業務の担保、実施に至らない場合の返納などを条件にした補助事業に組み直すべき）とされ、ユビキタス特区は空いた周波数で実験を行う位置付けがホワイトスペース特区と同等であり、使途拡大の恐れがあることからも、ホワイトスペースの活用のための研究・技術開発に限定し、ホワイトスペース特区等の事業運営等の費用に電波利用料を充当するべきではないと考えます。

## 2. 電波利用料の料額

## (1) 電波の経済的価値の一層の反映に対する意見

a 群の 3GHz 以下と 3GHz 超～6GHz 以下の負担割合は 10：1 とする案が示されていますが、電波の経済的価値を周波数帯域の最新の混雑度に応じて配分するこの案は経済的価値を反映しているとは一概に言えず、前々回の電波利用料の負担割合であった逆比 3：1 を採用することを提案します。

a 群の帯域別の負担割合は、今期は 8：1 のところ基本方針案では 10：1 とされました。a 群の 3GHz 以下と 3GHz 超～6GHz 以下の負担割合は、各々の逼迫度を計るため、各々の帯域における無線システムに係る無線局の延べ使用周波数帯域幅を比較、地上デジタル放送の空き周波数帯に多くの基地局等の無線局が設置され、今後更に 3 GHz 以下の負担割合が増加することが懸念されるため、電波の経済的価値を周波数帯域の最新の混雑度に応じて配分するこの案は経済的価値を反映しているとは一概に言えず、前々回の電波利用料の負担割合であった逆比（諸外国の料額の現状等を考慮し、0～3GHz と 3～6GHz の各々の中心周波数である 1.5GHz 及び 4.5GHz の逆比。例えば韓国では 800MHz 帯の価値と 5GHz の価値の比を 10：3 と定めている）3：1 を採用することを提案します。

具体化方針策定においては、平成 20～22 年度電波利用料の算定基礎となる「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」（平成 19 年 12 月 20 日）において、a 群・b 群の負担割合は調整中とされ、次期電波利用料を検討する「電波利用料制度に関する専門調査会」第 1 回資料（平成 22 年 4 月）において初めて今期（平成 20～22 年度）の a 群・b 群平均割合は 6：5 と示されました。地上テレビジョン放送事業者は経過措置が適用され、a 群の負担割合が平成 20 年・21 年は極端に減額された料額（例えば空中線電力が 50kW 以上の無線局については、平成 20 年が約 3096 万円、21 年が約 6193 万円、平成 22 年が約 1 億 6513 万円）となっており、平成 20 年・21 年の一年毎における実際の a 群・b 群の割合が不明瞭であると言えます。次期電波利用料の具体化方針を公表の際は、平成 23～25 年度の一年毎における a 群・b 群の割合を明らかにしていただくことを要望いたします。

## (2) 使用帯域幅毎の負担の在り方に対する意見

### (ア) 特性係数に対する意見

特性係数は法令化されておらず、位置付けが曖昧なまま適用されていますが、この位置付けを明確にした上で、適用の基準を明確にし、法令化した上で適用するべきであると考えます。

(イ) 経過的措置に対する意見

放送事業者に対する電波利用料額変更に伴う経過的措置は既に今期（3年間）で実施された経緯もあり、次期においてはこの経過的措置は更に存続はせず廃止するべきであると考えます。

(ウ) マルチメディア放送に対する意見

マルチメディア放送は地上テレビジョン放送事業者と同等の位置付け（広くあまねくエリアカバー及び災害放送の義務）にあり、他の放送事業者と同様の扱いとするべきであると考えます。

使用帯域幅毎の負担の在り方において、「マルチメディア放送等の地デジ移行後の空き周波数帯を使用する免許人は、他の免許人以上に多額の費用を要する地デジ移行対策の受益に対する負担を行うことが適当であることから、基本的に新たに特性係数の適用は行わない。」とされましたたが、地デジ移行費用対策費用は「無線局全体受益」として電波利用料（約2,400億円見込み）が既に充当（平成20～22年度はa群及びb群で算定）され、また全ての免許人が費用負担をしているため、地デジ移行後の空き周波数帯を使用する免許人（特定の免許人）に特別な負担を課すべきではないと考えます。

マルチメディア放送は地上テレビジョン放送と同等に「国民への電波利用の普及に関する責務等」の広くあまねくエリアカバーが義務付けられており（「207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針」（平成22年4月14日）において、「当該特定基地局を配置し、開設する者は、全国において、当該特定基地局により行われる放送があまねく受信できるように努めるものとする。」「当該特定基地局を開設して受託国内放送を行うことが、放送の普及及び健全な発達により寄与すること」、また「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」として災害放送の義務付け（「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本の方針」（平成21年8月28日）において、「効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保」）が検討されており、マルチメディア放送は地上テレビジョン放送事業者と同等の位置付け（広くあまねくエリアカバー及び災害放送の義務）にあり、他の放送事業者と同様の扱いとするべきであると考えます。

(エ) ホワイトスペースに対する意見

ホワイトスペース事業者のみ特別扱いするのではなく、電波利用に見合った帯域利用料（a群）及び無線局利用料（b群）の応分の負担をするべきであると考えます。ただし、特定の地域で利用するのであれば、地域係数など電波利用に合わせた係数で電波利用料を支払うべきであると考えます。

使用帯域幅毎の負担の在り方において、「ホワイトスペースについては、駅前、大  
学構内、地下街、空港等の狭小なエリアや閉空間等での利用が中心であり、また、地域  
メディアとして社会経済活動の活性化に資するものと考えられることから、当該無線局  
からは無線局数で按分して負担する部分(b群相当部分)のみを徴収」とされましたが、  
ホワイトスペースは a 群の使途(ホワイトスペースの活用を図るために必要な研究開発、  
技術試験事務の推進、電波の利用状況の情報提供)が予定されており、使途(a群は負  
担せず)と料額算定(b群のみ支払う)でホワイトスペース事業者の取り扱いに矛盾が  
生じているため、ホワイトスペース事業者も a 群に係る費用を負担するべきであると考  
えます。

従って、ホワイトスペース事業者のみ特別扱いするのではなく、電波利用に見合つ  
た帯域利用料(a群)及び無線局利用料(b群)の応分の負担をするべきであると考え  
ます。ただし、特定の地域で利用するのであれば、地域係数など電波利用に合わせた係  
数で電波利用料を支払うべきであると考えます。

注釈) 引用文章に下線

以上

意見書

平成22年8月19日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用企画室 御中

郵便番号 105-7444

住所 とうきょうとみなとくひがしんばし  
東京都港区東新橋1-6-1

氏名 にほんてれびほうそうもうかぶしきがいしゃ  
日本テレビ放送網株式会社

とりしまりやくせんむしきこうやくいんたむらしんいち  
取締役 専務執行役員 田村 信一

電波利用との関係 放送局の免許人

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

1 電波利用料の予算規模等

- 「23年度以降については歳入と歳出の差額が生じないようにすることが必要」とあるが、歳出の効率化をはかり、歳入予算を抑制する方向での検討を要望する。

2 電波利用料の使途

- 条件不利地域の地上デジタル放送の電波カバーのために、携帯電話エリアの格差是正と同様に一定期間の支援を要望する。

3 電波利用料の料額

(1) 電波の経済的価値の一層の反映

- 「電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分（a群）を拡大」という方針については、基本的に反対する。
- a群を増やすのであれば、「料額が大幅に増加する無線局等については料額を一定の水準にとどめる等の配慮が必要」との方針を、適切に反映すべきであり、放送は、アナログ終了後に全帯域の1/3を超える帯域を返還することから、電波利用料は減額されるべきである。
- 「周波数の最新の混雑度に応じて配分」の10:1への変更により、a群の拡大と合

わせて3GHz以下の無線局の負担が極端な変更にならないよう要望する。

### (3) 使用帯域幅毎の負担の在り方

- ・「次期については、現在適用している特性係数を基本的に維持する」との方針は妥当なものと考えており賛成する。
- ・「中期的に見直しを行い、現行の特性係数に替わるべき新たな措置を周波数帯毎の電波伝搬やシステム毎の電波利用形態等も踏まえ検討する」との方針については、専門調査会の場でも検討の方向性などの詳細が示されていない。今後検討されるのであれば、十分な議論を尽くすことを要望する。検討にあたっては、システム毎の電波利用形態を踏まえ、放送事業については受益者である視聴者からは電波利用料を徴収していないという携帯電話との違いについて十分考慮し、特性係数に著しい変更がないように慎重に検討すべきである。

## 4 その他

### (2) オークション

- ・「オークション導入は十分検討に値するもの」との提言は、前回の意見募集や免許人の公開ヒアリングでは、多数の関係者が反対または慎重に検討すべき旨の意見を述べていたため、唐突な印象を受ける。専門調査会として多数意見と異なる方針を取りまとめるのであれば、その審議経過を明らかにし取りまとめの理由を充分に説明すべきである。

以上

## 意見書

平成22年8月19日

総務省総合通信基盤局電波部

電波政策課電波利用料企画室御中

郵便番号 105-0013

(ふりがな) とうきょうと みなとく はまとつちよう

住所: 東京都港区浜松町2-2-12

(ふりがな) いっぽんしゃだんほうじんじょうほうつうしんおっとわーくさんぎょうきょうかい

名称: 一般社団法人情報通信ネットワーク産業協(CIAJ)

(ふりがな) すけむね よしゆき

専務理事: 資宗 克行

電波利用との関係(機器メーカー業界団体)

(連絡責任者: [REDACTED])

TEL: [REDACTED]

FAX: [REDACTED]

Eメールアドレス: [REDACTED]

「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」に関し、下記のとおり意見を提出します。

### 記

#### 1. 電波利用料の予算規模等について

(1)予算規模については、現状維持が適当であると考えるところであり、用途の歳出の効率化については、利  
用者の利便性や安全性の向上に向け、中期的判断のもと、その必要性や有効性を勘案して、配分すべきで  
ある。

(2)平成22年度予算歳入712億円に対して、歳出は622億円と、歳入超過となっており、基本方針案に示さ  
れているように、歳入と歳出の均衡の維持に努め、歳入全てが電波利用共益事務に充当されるべきであります。今後、こうした差額が生じないようにすることが必要とした基本方針については、従来からCIAJ が主  
張してきたことであり、賛同します。

## 2. 電波利用料の使途について

電波利用料の使途については、電波法第103条の2第4項に具体的に限定列挙されているところであり、以下の7項目に示すように、電波の適正な利用の確保や、有効利用促進や電波資源拡大のため、ホワイトスペース活用など電波の有効利用促進策の推進等研究開発関係へ配分強化されるべきであると考えます。

- ① 世界最先端の電波利用システムを実現等電波資源拡大のための研究開発の強化
- ② 先進的な電波利用を実現するための実証実験の強化
- ③ ホワイトスペース活用など電波の有効利用促進策の推進
- ④ 國際標準化活動の支援強化
- ⑤ 電波の安全性調査、電波利用に関するリテラシー向上への取組み強化
- ⑥ 携帯電話等エリア整備や電波遮へい対策の事業の推進
- ⑦ 電波監視施設の整備・維持運用及び電波監視業務等の実施

今回の、基本方針案に、従来からCIAJが主張してきた上記内容を、重点的に推進する施策内容として盛り込まれることには、賛同いたします。ただし、周波数再編の促進への使途については、慎重に広く議論を尽くすべきと考えます。

## 3. その他

### (1) 電波利用料の性格

基本方針案に示されているように、電波利用料の性格は引き続き維持することが適当であると考えます。特に、免許不要局については、無線LANやETCやVICSの普及をはじめITSなど国民にとって、一層利便性の高いICT社会を確立する観点に加えて、新しいワイヤレス産業創出の芽を摘むことの無いように、引き続き、電波利用料徵収の対象とすべきではないと考えます。

### (2) オークションについて

オークションの導入については、事業者間の公平な競争環境や、新規参入を阻害する恐れが考えられます。更に、地デジ移行後の空きスペースやホワイトスペース活用に伴う新サービスや新産業、雇用の創出を妨げる懸念があり、慎重に検討するべきと考えます。

従って、オークションの導入については、その必要性・合理性を十分議論し、目的や効果に照らして検証し、その内容を国民に示した上で、方向性を検討していくことが必要と考えます。

以上

様式

## 意見書

平成22年8月19日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 105-0014

住所 東京都港区芝3-1-15 芝ポートビル8F

氏名 定期航空協会

理事長 辻岡 篤

電波利用との関係 航空事業者団体

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス: [REDACTED]

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

### 電波利用料の料額について

今回の電波利用料見直しの方向性にある「電波利用料への電波の経済的価値の一層の反映」として、各無線システムの使用帯域幅に応じた負担を拡大する基本方針案が出されているが、航空機においては、安全性の観点から使用帯域幅が広い無線装備機器が存在している。航空機に搭載される機器は、航空機の安全運航に欠かすことができないものであり、且つ、世界的にも共通的な周波数帯域を用いた装備機器であるため、経済的価値を反映するものではないと考えます。

よって今回の基本方針案において、航空機の運航に必要とされる電波利用については、公共性、安全性、世界的共通性の観点および今般の航空業界における状況を鑑み、経済的価値として利用される対象からの除外若しくは負担幅を最小限に止める等の格別なるご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

注2 あなたと電波利用との関係について記入下さい（例：「〇〇無線局の免許人」等）。

注3 該当欄のみ記入下さい。記入欄が足りない場合は適宜別紙を用意下さい。用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙にはページ番号を記載して下さい。

## 意見書

平成 22 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 殿

〒540-8510

大阪市中央区城見 2-2-33

讀賣テレビ放送株式会社

代表取締役社長 越智常雄

<以下、担当窓口>

技術局メディア戦略部

「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」に関し、  
下記のとおり意見を提出します。

対象項目	意 見
I 電波利用の動向 及び、 IIの 2	基本方針案では、電波利用料の使途に関して、 新たな支援スキームやホワイトスペース関連施策、研究開発、実証実験、国際標準化の推進など、大枠や抽象的な表現で重点施策が列挙されているが、 電波利用ニーズの急速な拡大や多様化が加わり、いたずらに歳出が膨らむこと が懸念される。
電波利用料の使途	具体的な使途の選定に際しては、個別電波利用の内容・目的が公共性や公益 性を有するか否か、国民全般の生活に必需か否か、などの観点から厳選され ることが望ましい。
IIの 3 電波利用料の料額	基本方針案では、電波利用の料額に関して、 「電波の経済的価値を一層反映させ、使用帯域幅に応じた負担部分を拡大」 する方針となっているが、これは電波利用の内容や目的の性格の違いや、電 波利用者（免許人）の事業構造の違いを軽視し、金額ベースでの歳入と歳出 のアンバランスを重視することに偏った、公正公平を欠くものといえ、 負担部分の拡大は最小限に止めるべきである。 同様の観点から、「料額が大幅に増加する無線局等については料額を一定の 水準にとどめる等の配慮が必要」との方針案は適切であり、その水準につい

	<p>ては今後、関係者の意見を充分に反映させすることが望ましい。</p> <p>また、使用帯域幅に応じた負担に関して、「次期については免許人の負担の急激な変化にも留意し、現在適用している特性係数に関しては基本的に維持する」との方針案は、国民の生命、財産保護に係ることから適切である。</p> <p>中期的な見直しについては、今後、慎重且つ納得の得られる十全な検討と作業を行うことが必要である。</p>
IIの4 オークション	<p>オークションについては、これまでの経緯の検証や、今回のヒアリングなどを通して、むしろ弊害が大きいことが数多く指摘されている。にも拘らず、基本方針案では「導入は十分検討に値する」、「導入について本格的な論議を行い、その必要性・合理性を検証し、国民に示していくべき」と導入を前提としたかのような、いささか一方的で公平公正を欠いたものとなっている。</p> <p>今後の扱いは慎重の上にも慎重であるべきである。</p>

以上

## 意見書

平成 22 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 102-8460

住所 東京都千代田区飯田橋3-10-10

氏名 メディアプロージャパン企画株式会社

代表取締役社長 増田 和彦

### 電波利用との関係

携帯端末向けマルチメディア放送(受託放送)における開設計画認定に係る申請者

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

携帯端末向けマルチメディア放送は、従来型の放送に加え、多種多様なコンテンツをさまざまな受信端末に配信することにより、コンテンツ消費者の裾野の拡大、ひいては新たなコンテンツ産業の創出が期待されております。

参入事業者は、この新しいメディアを早期に立ち上げるべく、全国における基地局の早期整備や、受信端末の早期普及に向けた取組み等、さまざまな経営努力を行う必要があります。

また、携帯端末向けマルチメディア放送の開始に伴い、地上デジタル放送で用いられるブースター設備への混信や、ケーブルテレビによるデジアナ変換サービスへの混信等、地上デジタル放送の完全移行に伴う視聴者の保護においても一定の対策を行うことが想定されております。

つきましては、携帯端末向けマルチメディア放送に関する電波利用料の設定に際し、これらの事情に鑑み、特に導入期における厳しい経営環境への配慮がなされることを要望致します。

意見書

CPD-総-2010-019

平成 22 年 8 月 19 日

総務省 総合通信基盤局 電波部  
電波政策課 電波利用料企画室 御中

郵便番号 107-0052

住 所 東京都港区赤坂一丁目14番14号

氏 名 スカパーJSAT株式会社  
代表取締役執行役員社長 紋山 政徳

電波利用との関係 人工衛星局及び地球局等の免許人

連絡先 経営戦略本部 経営企画部

TEL: [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

次期電波利用料に関し、別紙の通り意見を提出致します。

## 別紙

項目	意見
1 電波利用料の予算規模等	地デジ経費を含め既存使途の歳出の効率化を図ることに賛同致します。また、歳出と歳入の差額が生じないように措置いただくことにも賛同致します。
2 電波利用料の使途	周波数再編の促進、電波の共同利用の促進、並びに、電波の効率的な利用や国際競争力確保の観点から研究開発、実証実験、国際標準化の推進を重点的に推進することに賛同致します。 なお、電波の共同利用の促進については、環境整備のために必要な研究開発を実施するという電波利用料の使途の観点に加え、料額の算定においても、共同利用の促進に資する無線局からの徴収額を減じる等の負担軽減化により、一層の促進を図ることも有効と考えます。
3 電波利用料の料額 (1)電波の経済的価値の一層の反映	「各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分を拡大」することによって、無線システム毎に、負担割合・負担額が大幅に増減する可能性がありますが、料額改定の前後で電波利用料負担額が大幅に増加すると、無線システムの提供者・利用者(消費者)双方の中長期的な利用計画に多大な影響を及ぼします。「料額が大幅に増加する無線局等については料額を一定の水準にとどめる等の配慮が必要」とする方針には賛同致しますが、斯かる配慮を最小限に留めることができるように、次期については、a 群と b 群の配分比率の変更を小幅としていただくことを要望致します。
(3)使用帯域幅毎の負担の在り方	「ホワイトスペースについては、(中略)無線局数で按分して負担する部分(b群相当部分)のみを徴収」という方針については、既存の無線システムに悪影響を与えない範囲で電波の有効利用を図るというホワイトスペース利用促進の意義も踏まえ、賛同致します。なお、同様の観点から、他の無線システムと同一の周波数帯域を共用している無線システムにおける無線局が、共用している他の無線システムへの電波干渉を与えないこと等を条件に免許を得ている場合においても、当該無線局(或いは、そうした条件を付された帯域相当分)からは b 群相当部分のみを徴収する等の措置を講じることが電波の有効利用に資すると考えます。 また、現在適用している特性係数に関して、「中期的に見直しを行い、現行の特性係数に替わるべき新たな措置を周波数帯毎の電波伝搬やシステム毎の電波利用形態等も踏まえ、検討する。」とされていますが、検討の際は、衛星通信システムの特性として以下の点を十分考慮いただくことを要望致します。 ① 地上系のシステムについては、外国の無線局と周波数調整を行うことなく使用できる周波数帯が多数存在する一方で、衛星通信システムの場合は、ITUが定める国際的規則である無線通信規則に基づき、外国の無線局との周波数調整を経て、初めて使用可能となること。

	<p>② 衛星通信システムにおいては、同一地域、同一帯域において、他の衛星通信システム（外国衛星を含む）や固定マイクロ等と周波数の共用を図っているものが多数あること。</p> <p>③ その特性を生かし、離島等地理的デジタルディバード地域における重要な通信手段としても利用されており、電波利用形態に公共性及び地理的特性を持つこと。</p> <p>さらに、衛星通信システムは、地上系の無線システムによる多段中継での遠距離間通信を行う場合に比して、宇宙に中継局を置くことにより 1 回の中継で広域をカバーできるという特性がある一方で、地上での多段中継等では周波数の再利用により利用帯域を抑制することができるのに対し、一般的な衛星通信では広域性があるが故に周波数の再利用が難しく、通信回線毎に新たな周波数帯域を用いることから、結果として多くの帯域が必要になるという技術的特性があることも考慮すべきと考えます。</p>
4 その他	
(1) 電波利用料の性格	電波利用料の性格を引き続き維持することに賛同致します。
(2) オークション	<p>既存のサービスに利用されている周波数帯については、例えば免許更新の都度、あるいは後継衛星が配備される都度オークションを実施するようなことがあれば、場合によっては、同じサービスの提供を受けている利用者の料金が大幅に上昇する恐れがあるため、オークション制度は馴染まないと考えます。</p> <p>また、新規に利用を開始する周波数帯へのオークション制度の導入についても、過度な競争が招く利用者への悪影響等を踏まえ、慎重に検討すべきと考えます。</p> <p>特に、衛星通信システムに用いる電波は国際性を持つため、電波法等の国内法に基づく手続きに加えて、利用開始前は勿論、利用を開始した後も、ITU が定める無線通信規則に基づき、外国の無線局との周波数調整が必要となり、その調整結果により利用条件が変化する場合があります。そのため、対象とする周波数のオークション時点での利用可能権益を、国が長期間に亘り保証することは困難と考えられることから、衛星通信システムにはオークション制度を導入すべきではないと考えます。</p>

## 意見書

平成22年8月19日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 460-8405

なごやし なかく しんさかえ1-2-8

名古屋市中区新栄1-2-8

ちゅうぶにっぽんほうそうかぶしきがいしゃ

中部日本放送株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう おおいし よういち

代表取締役社長 大石 幼一

電波利用との関係 一般放送事業者

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス(担当者)

報道・番組総局 技術センター

[REDACTED]  
[REDACTED]

電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

### 1. a群とb群の比率見直しについて

現行のa群とb群の振り分け比率は、使途の比率（電波利用共益事務ごとの性格での配分）を反映させているため、合理性があり存続させるべきと考える。その振り分け比率を変えるならば、より高い合理性が求められる。

従って、「電波の経済的価値を一層反映させるため」の合理性が、現行の「使途の比率の反映」の合理性を上回る論理的根拠を示すべきである。

仮に使途の比率の変動により、結果的にa群の比率が拡大されるのであれば、料額が大幅に増加する無線局について方針案のとおり増加幅を一定額にとどめる等の配慮を強く要望する。

### 2. 特性係数について

特性係数は、各無線システムの特性の違いを勘案して、利用料の配分を適正とするために大変有効であることから、現行制度の継続が必要と考える。よって、少なくとも次期において維持されることは適切と判断する。

しかし、「今後、中期的な見直しによって現行の特性係数に替わるべき新たな措置を検討する」との方針案は、その見直しの目的・理由等が明らかでなく納得できない。使用帯域幅毎の負担のあり方については、現行以上に携帯電話事業と放送事業等の「無線システムの特性の違い」を勘案して決定されるべきである。

### 3. オークションについて

オークション導入については、調査会のヒアリングにおいて関係人等からは反対または慎重論が大勢を占めていたにもかかわらず、方針案では、“導入は十分検討に値する”と記述されている。調査会が募集意見やヒアリング意見と食い違う方針をとりまとめるのなら、そこに至る経緯等を詳細に示すよう要望する。

以上

## 意見書

平成22年8月18日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 602-8027

住所 京都市上京区下立売通新町東入

ひがした立ち売町195 ぼうはんかいかんない  
東立売町195 (防犯会館内)

氏名 社団法人 京都府防災無線協会

電波利用との関係

防災用無線局の免許人

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス  
[REDACTED]

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

別紙のとおり

○「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」に対する意見

当協会のシステムは金融機関並びに一般市民に対する防災設備として、金融強盗などの有事の際には非常通報用押印を押下することにより、警察110番に直接入電するもので、社員(協会員)から会費を徴収して当協会が設備の保守を含めた運営管理を行っているものであります。

しかしながら、近年の電波利用料が会費に占める割合が大きく、協会の運営を大きく圧迫している現状にあることに鑑み、今回の見直しにあっては次の理由により、減免・減額処置の導入を強くお願いしたいと考えています。

今回、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」が取りまとめられたことを受け、当協会といたしましては次のとおり意見を提出します。

なお、本年5月に提出いたしました意見を参考に添付いたしますので参考に願います。

1 今回の基本方針案には、「3 電波利用料の料額 (1) 電波の経済的価値の一層の反映」の中に、「電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分を拡大」とあります。

本年5月に提出しました意見の通り、使用帯域幅が3MHz以下と一括されて料額が定められているものを更に細分化して、当協会のシステムが使用している最も狭帯域である1.6KHzにおきましては、帯域幅に応じた負担額の設定をお願いしたいと考えております。

2 また、「(3) 使用帯域幅毎の負担の在り方」では、「現在適用している特性係数に関しては基本的に維持するが、現行の特性係数に替わるべき新たな措置を周波数帯毎の電波伝搬やシステム毎の電波利用形態等も踏まえ、検討する」とあります。

この「特性係数」の内、「国民の生命、財産に保護に著しく寄与するもの」の適用が社団法人であるということで適用外となっておりますが、本システムは非常通報印が押下された場合には、瞬時の内に警察本部の通信指令室のモニターに内容が表示されるなど、警察組織と密接な連係の元に運用されているシステムであり、この特性係数に十分に値するものと考えます。

その他、当方の使用周波数は5都府県で共用しており、「同一システム内の複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態」と合わせた係数の適用が出来るものと思っております。

以上の通り、5月の意見と大差ない内容のものでありますが、当協会員からも電波利用料に対する疑問を投げかけられ、減額を強く要望されているところでありますので、電波利用形態を勘案の上、減額措置をお願いするものであります。

3 以下、本年6月に送付しました「次期の電波利用料に関する意見」を再掲します

- ① 当協会は公益性の高い法人であり、管理するシステムは営利目的ではなく、金融機関のみならず一般市民に対して安全と安心を担保するためのものであり、今回の総務省パブリックコメントの報道資料にあります「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」そのものと考えております。当協会の無線局に本趣旨を適用できるような措置をお願いしたい。
- ② 国又は自治体に係る電波利用料については、減免措置がとられているところであります、当協会の電波利用は犯罪の予防、検挙という治安目的のために警察と一体的に運用している実態にあり、免許状にも通信の相手方は「警察庁所属の受信設備」と明記されているところです。また、警察本部地域部長が協会理事に就いている趣旨も踏まえて、電波利用料の減免措置をお願いしたい。
- ③ 当協会管理の無線局の区分けは、電波法第103条の2「別表題6」の9の項「その他の無線局」となっていますが、「使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの」と大括りされており、当無線局のように帯域幅が16KHzのものも3000KHzと同一の料額が定められるのは、受益と負担の関係からも問題ではないかと考えます。  
このため、この「周波数の幅3MHz以下」を更に細分化して、狭帯域で使用している無線局に対しては大幅な減額措置の導入をお願いしたい。
- ④ 上記 1項と同じく総務省パブリックコメントの報道資料中「Ⅱ 電波利用料制度の現状」の中に「各無線システムへの負担額の配分における特性の勘案」には、「特性係数」の項目に、「同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態」があり、当防災無線の周波数については、5都府県で共用しているものであるので、この「特性係数」項目に該当するのではないかと思われます。
- ⑤ 電波利用料の使途には、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」が含まれ、大きな比重を占めています。この事業は平成23年7月に完全移行されますが、これの完了後にあっては他の新規事業に振り向けるのではなく、料額の減額に反映されるべきであると考えます。

以上のことから、当防災無線局に対する電波利用料の減免措置を含めて、適正な料額となるようにご検討を願いたい。

## 意見書

平成22年8月18日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

〒107-8001

東京都港区赤坂5-3-6

株式会社TBSラジオ &

コミュニケーションズ

代表取締役社長 加藤嘉一

「放送局の免許人」

電話 [REDACTED]

電波利用料に関し、別紙のとおり意見を提出します。

### 【 本件に関する連絡先 】

株式会社TBSラジオ &  
コミュニケーションズ  
取締役 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]  
Email: [REDACTED]

## 別紙

### 1 予算規模について

- 前回のパブコメでも意見したとおり、予算規模に関しては、拡大傾向とならぬよう、削減の可能性についての検討、予算規模の適正化を行い、無線局全体の負担軽減を今後も目指すべきと考える。

### 2 料額について

- 料額算定の基準は経済的価値にだけに偏ることなく、電波利用の目的や社会的意義、公共的な役割等も十分配慮されるべきと考える。よって今回示された、経済的な価値を一層反映させるために、a群を増やす方向については、反対である。
- 放送事業については、「国民の電波利用の普及に係る責務等」、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の二点を勘案して、放送の特性係数を4分の1とした軽減措置が維持されたが、これは適切な措置であり、今後も維持されるべきと考える。
- マルチメディア放送等の地デジ移行後の空周波数帯について、基本的に新たに特性係数の適用は行わないとあるが、V-LOW帯については、「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」報告書でも示されたように、防災や地域情報の担い手として公共的な役割を果たすメディアとしての性格を持つ場合については、現行の放送事業と同様、特性係数等の軽減措置の導入を図るとともに、電波利用料が、新規メディア立ち上げを希望する事業者の参入の障壁とならないよう配慮をすべきである。

### 3 その他

- 「電波の公平かつ能率的な利用、免許手続きの透明性確保等の観点から、市場原理を活用するオークション導入は十分検討に値するもの」とあるが、公共的な役割を果たしている放送が使用する電波に対して、市場原理優先のオークション導入は、なじまないものと考える。オークションの導入に関しては、今後その審議過程を明らかにするとともに、取りまとめの理由を国民に対ししっかりと説明し、理解を得るようにすべきと考える。

# 意見書

平成22年8月18日

総務省 総合通信基盤局 電波部  
電波政策課 電波利用料企画室 御中

郵便番号 540-8511

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3-15

氏名 西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 大竹伸一

電波利用 電気通信業務用無線局の免許人  
との関係

次期の電波利用料に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

## 【本件に関する連絡先】

西日本電信電話株式会社

ネットワーク部 企画部門

担当部長

担当課長

電話番号:

E-mailアドレス:

「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」に関して、意見を述べる機会を頂きまして誠にありがとうございます。

以下のとおり弊社の意見を申し上げることいたします。

### 1. 電波利用料の予算規模等について

利用者、事業者にとって様々な分野での電波の利用拡大を実現する為に、電波利用料の実施内容の効率化による予算規模の適正化に賛成いたします。また、現行の電波利用料の性格を引き続き維持する事が適切であり、電波利用料の歳入と歳出の差額が生じないようにする事に賛成いたします。

### 2. 電波利用料の使途について

ユビキタスネット社会の実現に向け、電波利用料の使途をより一層明確化するとともに、電波の公平かつ効率的な利用を確保する観点及び、電波技術に関する国際競争力確保の観点から、研究開発、実証実験、国際標準化の推進を重点的に行う事を要望いたします。

### 3. 電波利用料の料額について

弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律（第3条）」により、山間地や離島などへ電気通信サービスを公平かつ安定的に提供する責務があります。

更に、「災害対策基本法（第2条）」による指定公共機関として、内閣総理大臣から指定を受けております。

このため、採算の難しい山間地や離島などのエリアへは、ルーラル加入者無線局、マイクロ固定局及び、地球局等を用いて電気通信サービスを提供しており、併せて、災害時等の対応に災害対策用通信の無線局を備えております。

これらの無線局については、公共性の高い用途であることから、使用帯域毎の負担の在り方について、現状の電波利用料減免措置の適用拡大を含めた値下げを要望いたします。

#### 4. その他

電波の適切な利用の確保に向け、現行の電波利用料の性格を維持する事に賛成いたします。

また、オークションの導入については、メリットとデメリットを踏まえて適切に議論することを要望いたします。なお、マイクロ無線方式などはインフラ的利用であり、且つ電波干渉調整により複数免許人で周波数を共用した有効利用が可能であることからオークション制度にはそぐわないと考えます。

以上

意見書

平成 22 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 106-8001

(ふりがな) とうきょうとみなとくろっぽんぎ6-9-1

住 所 東京都港区六本木 6-9-1

(ふりがな) かねしきがいしゃ テレビあさひ

氏 名 株式会社 テレビ朝日

代表取締役社長 早河 洋

電波利用との関係 放送局／放送事業用

無線局の免許人

電話番号 [REDACTED]

電子メール [REDACTED]

[REDACTED]

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

1. 電波利用料の予算規模等について

- ① 「平成 22 年度の歳入と歳出の総額については地デジ移行対策の後年度負担の償還など電波利用共益事務への支出に充てることが適当であり、23 年度以降においてはこうした差額が生じないようにすることが必要」との考え方は妥当と考えます。
- ② わが国の電波利用の効率化に資する地上放送のデジタル化を完全遂行するにあたって、現状の予算規模は概ね妥当と考えますが、将来的には、なし崩し的な歳出増加に歯止めをかける仕組みを設けた上で、可能な限り、予算規模の縮減に努めるべきと考えます。

2. 電波利用料の使途について

- ① 地上放送のデジタル化は、VHF/UHF 帯の 130MHz をテレビ放送以外の新たな用途に活用することを可能とするものであり、そのための「地上デジタル放送総合対策」は国民全体を受益者とするものであることから、使途として適切であると考えます。
- ② さらに 2011 年 7 月の完全デジタル化以降もデジタル混信対策や暫定的な衛星利用による難視聴対策、辺地共聴施設の改修等の受信施設への支援が必要なことや廃止となるアナログ中継局の撤去なども生じることから、2011 年度以降も同対策を継続する必要があると考えます。

- ③ ホワイトスペースの利活用にあたっては、既存の無線局の運用に混乱を与えないことが前提であり、混信を回避するためのシステムの構築に必要な調査・開発費等の経費を使途として追加すべきと考えます。

### 3. 電波利用料の料額について

- ① 電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分を拡大することについて、各無線事業者の電波利用の特性を踏まえた上で、極端な変更とならないよう強く要望します。その際、「料額が大幅に増加する無線局については増加幅を一定額にとどめるなどの配慮が必要」との方針が大前提となると考えます。
- ② 地デジ難視対策用ギャップフィラーの低廉化には賛成いたします。併せて自治体自らがこうした中継局を設置するケースも考えられることから、難視対策を進める上で、過度な負担が生じないよう、現在の 0.02W 未満、0.02W 以上で分けられている電波利用料の区分を、0.05W 以下、0.05W 超と変更することを強く要望いたします。
- ③ 次期については、「現在適用している特性係数を基本的に維持する」との方針については妥当であり、賛成いたします。
- ④ 一方で、「中期的に見直しを行い、周波数帯毎の電波伝搬やシステム毎の電波利用形態等を踏まえ、現行の特性係数に替わるべき新たな措置を検討する」との方針については、詳細が不明であり、その見直しの根拠も明らかでないことから、強い違和感を感じます。現行の特性係数には明確な根拠があると考えます。仮に見直しを検討するのであれば、関係者の意見を十分踏まえることを強く要望いたします。
- ⑤ 完全デジタル化移行により、地上テレビ放送事業者は合計 130MHz の周波数帯域を返還するため、地上テレビ放送の 2011 年度以降の利用料負担額は、2010 年度に比べ、減額となるのが適当と考えます。
- ⑥ ホワイトスペースについては無線局数で按分して負担する部分のみの徴収といいますが、当面は、同様な無線局に合わせて料額を定め徴収することが適当であり、ホワイトスペースの活用を図るために必要な施策の実施のための経費の負担割合は、ホワイトスペース利用局に重み付けし割り振りの検討も必要と考えます。

新たな電波の活用ビジョンに関する検討チームの報告書では「ホワイトスペース」とは、放送用などある目的のために割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって、他の目的にも利用可能な周波数である。とするものの、定義やその範囲や利用形態について明確にされておらず、極めてあいまいな状況にあります。また、地域メディアとして社会経済活動の活性化に資するものであることから優遇との考えは、本来の目的に割り当てられている無線局に優先権を認める原則を危うくする恐れがあります。

従って、現時点でその料額の考え方を確定することは時期尚早であり、当面は、同様な無線局の種別や利用形態に合わせて料額を定め徴収することが適当であると考えます。将来的には、電波利用料の使途に加えたホワイトスペースの活用を図るために必要な施策の実施のための経費の負担割合は、ホワイトスペース利用局に重み付けし割振る検討も必要と考えます。

#### 4. その他

オークションの扱いについては慎重・反対の意見が多い中で「市場原理を活用するオークション導入は十分検討に値するもの」との基本方針案は唐突感があります。米国、韓国などに倣うよりも、国内の議論を重ねて慎重に検討すべきと思慮いたします。

以上

## 意見書

平成 22 年 8 月 18 日

総務省総合通信局基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 105-0001

住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・モバイル株式会社

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画本部 無線企画部

mail: [REDACTED]

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]

「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」に対する意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

このたびは、“次期電波利用料の見直しに関する基本方針案（以下、基本方針案）”について、意見を申し述べる機会を頂き、誠にありがとうございます。  
弊社意見を以下の通り申し述べさせて頂きます。

議題	該当事項	意見
1 Ⅱ 次期電波 利用料の見 直しのポイ ント 1 電波利用 料の予算規 模等	<u>越デジ移行対策費用が年間10億円程度</u> <u>の増額が見込まれる中で、越デジ経費を</u> <u>含め既存使途の歳出の効率化</u> →平成22年度の歳入総額は約710億円	地上デジタル移行対策費用を含め既存使途の歳出の効率化は 重要なことと考えます。 特に、地上デジタル放送推進総合対策費用は創設時の総額727 億円から総額2,000億円（平成20年6月9日総務省大臣臨時記者会 見）まで増加しておりますので、電波利用料の既存使途に關して は更なる効率化を図って頂けるよう要望します。
1		平成22年度の歳入と歳出の差額につい ては越デジ移行対策の後年度負担の償 還などの電波利用共益事務への支出に 充てることが適当であり、 <u>23年度以降に</u> <u>おいてはこうした差額が生じないよう</u> <u>にすることが必要</u>
1 2 電波利用料 の使途	(1) 周波数再編の促進 ・移動体通信分野等の周波数の利用ニー ズの急速な拡大に対応するため、周波数	周波数再編の促進については、電波の有効利用に直結すると認 識しております。なお、具体的な支援スキームの検討につ いては、予め移動通信分野の免許人等の意見をヒアリングしてい

議題		参考資料	要望
1	① 研究開発、実証実験、国際標準化の推進 ・電波の効率的な利用、電波技術の国際競争力の確保の観点から、研究開発、実証実験、国際標準化の推進	（3）研究開発、実証実験、国際標準化の推進は、次世代に向けて最も重要なものと認識はしておりますが、従前通り精査を行います。そ5年以内に実現可能なものに絞って取り組むべきと考えます。	ただく機会を設定して頂けるよう要望します。
2	3 電波利用料の料額		前回同様に、「電波利用料見直しに係る料額算定方法の具体化方針」を作成されるものと想定しておりますが、その際には、パックコメント募集を要望します。
2	(1) 電波の経済的価値の一層の反映	・電波利用料の料額のうち、電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用頻域幅に応じた負担部分を拡大 ・代わりに、無線局で接分して負担する部分が縮小することにより、無線局毎にかかる電波利用料（携帯電話端末局の場合は現行は年間250円）の低減化が可能となり、今後の様々な分野への無線利用の拡大を一層促進	経済的価値の反映としては、3GHz以上6GHz以下、3GHz以下に加えて1GHzにも閾値を設け料額の設定をする必要を要します。この措置によって、より電波特性に対応した経済的価値の反映が可能になると考えます。 例：1GHz以下の料額＝1～3GHzの料額×1.2倍 (ネットワークのコスト差を反映)
		・ただし、この結果、料額が大幅に増加する無線局等については料額を一定の割合をも必要と考えます。	また、「料額が大幅に増加する無線局等については料額を一定の水準にとどめる等の配慮が必要」の記載については、適切と考えます。次期電波利用料の具体的な料額の設定において、帶域幅に応じた料額等が大幅増額となる場合には、激変緩和のための措置も必要と考えます。

意見		水準にとどめる等の配慮が必要	
2	(2) 無線局 毎の料額体系の簡素化	<p>携帯電話基地局(3,000円)や地デジ難復対策用ギャップファイバー(6,100円)等についても、大幅な低廉化を実現し、携帯電話や地デジのエリア展開を加速し、電波の有効利用の一層の促進→携帯電話基地局の場合は、3000円から200円程度の端末局と同じ最低単価となり約5分の1の低廉化</p>	<p>携帯電話基地局3,000円から200円程度への低廉化については、賛同します。</p>
2	(3) 使用帶域幅の負担の在り方	<p>各無線システムの使用帶域幅に応じて負担する部分については、各無線システムの特性を勘案しているが、(特定係数の適用)、次期については免許人の負担の急激な変化にも留意し、現在適用している特定係数に問題では基本的に維持するが、中期的に見直しを行い、現行の特定係数に替わるべき新たな措置を周波数帯毎の電波伝播やシステム毎の電波利用形態等も踏まえて検討する</p>	<p>5月17日の第3回電波利用料制度に関する専門調査会(以下、専門調査会)のヒアリングで、放送事業者から放送の公共性を観点に負担割合(特性係数)の現状維持の意見があつましたが、携帯電話についても、国民の生活上不可欠なものであり、かつ以下のようないくつかの問題点が指摘されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害伝言サービスを実施しているほか、携帯電話事業者等の取組みとして、昨今は災害伝言板の事業者間での連携運用なども実現しており、災害時の国民の安否確認を行う重要なインフラになっています。</li> <li>したがって、放送に適用されてきた無線システム毎の特性に応じた係数(特性係数)は、早急に見直し検討を行い、廃止すべきと考えます。</li> </ul>

3	4 その他 (2) オークション導入について本格的な 議論を行い、その必要性・合理性をオー クション導入の目的・効果に照らして後 次期電波利 用料の負担 について	電波利用料の性格は、基本方針案4-（1）にも記述の通り、電波利用共益費用として見込まれる金額を無線局の免許人等によって分担するものと認識しています。オークションのように実施の都度金額が変動する仕組みは、電波利用料制度になじまないと考えますので、次期電波利用料の見直しを検討した結果である基本方針に盛り込むことは適切ではないと考えます。
-	その他	なお、別途の場において、オークションについて議論することを否定するものではありませんが、基本方針案にもあるとおりその目的や必要性を明確にしておく必要があることに加えて、現行の電波利用料との関係性、並びに一般にオークションが財産権を設定できるものを対象とするときに鑑み、電波を利用する権利又は権限が財産権の対象となるべきものか等については、議論を提起する段階で予め整理をしておくべきと考えます。
-	その他	基本方針案では、「電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分を拡大」（a群の負担比率が増加）の記載がありますが、将来的な検討においてもこの方向性は維持していくものと想定しています。 但し、一方で、特に携帯分野では顧客基盤の大きい既存事業者と新規参入から数年の新興事業者では事業規模が大きく異なるため、このa群の負担比率を増加させる見直しは、携帯事業者間の事業規模に対する電波利用料の負担割合の観点においてはその格差を拡大させる可能性があります。そうなれば、総務省殿における累次の競争政策と調和しない状況も懸念されるため、このような見直しを行う場合には、携帯事業者間の事業規模に対す

意見	該当する方
	電波利用料の負担割合が合理的な範囲に収まるようにならん スを取った制度設計を行って頂けるよう要望します。 (例えば、充上額に応じた料率や上限の設定など)

以上

次期電波利用料の見直しに関する基本方針案  
に対する意見

---

会社名：株式会社テレビ東京  
常務取締役 三宅 誠一  
住所：東京都港区虎ノ門 4-3-12  
連絡先：経営戦略局メディア戦略部 [REDACTED]  
電話：[REDACTED]  
メール：[REDACTED]

該当項目	意見
IIの3の(1) 電波の経済的価値の一層の反映	電波の経済的価値を一層反映させるため、使用帯域幅に応じた負担部分を拡大するとの方針については、納得しがたい。バランスを欠いた極端な変更とならないよう、強く要望する。 電波を使用している事業者のそれぞれの特性に関する議論を十分行なった上で、使用帯域幅に応じた負担を増やさざるを得ないのであれば、“料額が大幅に増加する無線局については増加幅を一定にとどめる等の配慮が必要”との方針を、適切に反映すべきである。
IIの3の(3) 使用帯域幅毎の負担の在り方	“次期については、現在適用している特性係数を基本的に維持する”との方針は、妥当なものと考えており、賛成する。 しかしながら、“現行の特性係数に替わるべき新たな措置を検討する”との方針については、唐突な印象をぬぐえない。放送事業には、「あまねく努力義務」や「災害放送義務」が法令により課せられている。また民主主義を支える「選挙放送」も実施しております、きわめて公共性の高い性格を持つ事業である。こうした放送事業が持つ社会的機能や公共性といったものを、電波利用料の勘案要素として踏まえ、慎重に議論すべきである。
IIの4の(2) オークション	“オークション導入は十分検討に値するもの”との記述があるが、電波オークションについては以前検討され、導入しない結果になったということが、調査会の構成員の発言で確認された。にもかかわらず、再度検討するのであれば、その理由が広く国民に理解できるようにすべきである。

以上

様式

意見書

平成22年8月19日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室御中

郵便番号 105-8002

(ふりがな) みなとくはままつちょう

住所 東京都港区浜松町1-31

(ふりがな) ぶんかほうそう

氏名(注1) 株式会社文化放送

(ふりがな) みき あきひろ

代表取締役社長 三木 明博

電波利用との関係(注2) 放送局の免許人

電話番号 [REDACTED]

連絡担当者

取締役デジタル事業局長 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

Emailアドレス [REDACTED]

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。(注3)

本文は別紙1に記載

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

注2 あなたと電波利用との関係について記入下さい(例:「〇〇無線局の免許人」等)。

注3 記入欄が足りない場合は適宜別紙を用意下さい。用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙にはページ番号を記載して下さい。

1 電波利用料の使途について

- ・ 周波数再編を加速するための新たな支援スキーム（周波数移行先の無線設備の取得費用等の支援）は、周波数移行によるメリットを直接享受しない免許人にとって、周波数移行前倒しの促進剤となりうるものであり、適切な施策と考える。

2 電波利用料の料額について

- ・ 電波の経済的価値の一層の反映のためにa群とb群との比率を変えることとなっているが、b群の比率の低減は電波全体の安全運用に関わる電波利用共益事務の質の低下をまねくか、全体の予算規模の増加に繋がることが懸念される。現行の電波利用料負担の割合を変更する合理的な理由を明確にすべき。
- ・ 次期電波利用料の見直しにおいて、「現在適用している特性係数を基本的に維持する」との方針は、経済的価値だけでなく公共性等を配慮するものであり賛成する。
- ・ 「特性係数について中期的に見直しを行い、現行の特性係数に替わるべき新たな措置を検討する」との方針については、現行以上に電波利用の公共性を勘案し、慎重に検討すべきと考える。
- ・ 7月に公表された『ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書』において、V-Low帯マルチメディア放送は新デジタルラジオを包含し、災害時にも頼りになり、地域社会の中で生活向上と経済の発展を牽引する役割を担うべきと提言している。したがって、「マルチメディア放送等の地デジ移行後の空き周波数を使用する免許人には、新たな特性係数の適用は行わない」との方針については、今後のV-Low帯マルチメディア放送の制度整備を見たうえで公共性の度合いを勘案し、特性係数導入の必要性を判断すべき。

3 その他について

- ・ 「電波の公平かつ能率的な利用、免許手続きの透明性確保の観点から、市場原理を活用するオークションの導入は十分検討に値するもの」との方針が示されているが、オークションは一部の資本による情報の寡占の可能性を孕むものであり、市場原理に委ねることが必ずしも消費者メリットにつながるとは云えず、公共性の高い放送へのオークション導入はなじまないと考える。

以 上

## 意見書

平成22年8月19日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

〒107-8006  
東京都港区赤坂5-3-6  
株式会社 TBSテレビ  
代表取締役社長 石原 俊爾  
「放送局の免許人」  
電話 [REDACTED]

次期電波利用料に關し、下記のとおり意見を提出します。

### 【 本件に関する連絡先 】

株式会社TBSテレビ  
デジタル放送企画室  
[REDACTED]

電話 [REDACTED]  
Email: [REDACTED]

## 別紙

### ◎ 電波利用料の予算規模等

- ・ 岳出の予算規模全体については、そもそも電波利用料が「電波利用共益費用」として出発したことにも十分配慮して、常にあらゆる観点から削減の可能性を模索し、予算規模の適正化、無線局全体の負担軽減を目指すべきである。

### ◎ 電波利用料の使途

- ・ 「既存使途の岳出の効率化」は必須ではあるが、地上放送のデジタル化は国策であり、その受益者は国民全体であることから、「地上デジタル放送総合対策」にはこれまでどおり十分な予算が確保されるよう要望する。

### ◎ 電波利用料の料額

- ・ 「電波の経済的価値を一層反映させるために使用帯域幅に応じた負担部分を拡大」することには反対する。料額算定の基準は経済的価値にだけ偏ることなく、電波利用の目的や社会的意義に配慮すべきである。放送事業の社会的役割を無視して経済的価値だけをもとに過度の負担を課すことは、その存立基盤を危うくするものであり、不適切である。また電波監視や総合無線局監理システム等、電波利用共益事務の要素がより強いB群（無線局数で按分して負担する部分）の費用を縮小させることは、電波利用料制度の趣旨にもそぐわない。
- ・ 合理的な理由・説明のないまま、一方的に携帯電話事業者の負担が減り、放送事業者の負担が増えることは納得しがたい。携帯電話事業においては個々の携帯電話利用者が無線局として電波利用料の多くを負担するのに対し、放送事業におけるテレビ受信機等は無線局ではなく電波利用料が課されていない。両事業の負担割合の議論・検討においては、こうした構造的違いを考慮する必要がある。
- ・ 仮にA群の負担部分を拡大するにしても、拡大幅はあくまでバランスを保ち、極端な変更とならぬようにすべきである。基本方針案の中で「料額が大幅に増加する無線局については増加額を一定額にとどめる等の配慮が必要」だとしている点は、適切だと考える。
- ・ 放送事業者に対する軽減措置である特定係数が4分の1に維持されたことは妥当な判断だと考える。一方で、「中期的な見直しにより、新たな措置を検討する」との記述に対しては、内容が明確ではなく、実施されうる措置に対して多大な懸念を抱かざるを得ない。

## 別紙

- 「地デジ移行後の空き周波数を使用するマルチメディア放送等には新たに特定係数の適用は行わない」とあるが、V-low帯で検討されている放送の一部セグメント（音声放送用セグメント）には「防災機能」や「地域密着」などの強い公共性・公益性が求められている。こうした放送に携わる事業者には、現行の放送事業者と同様に、「国民の電波利用の普及に係る責務等」と「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の二点を勘案し、負担の軽減措置を適用することが妥当だと考える。

### ◎ その他

- 「オークション導入は十分検討に値する」とあるが、電波は公共の財産であり、電波を利用する放送にも強い公共性や社会的役割などが求められている。そこに市場原理を優先するオークション制を導入することは、なじまないと考える。
- 意見公募や公開ヒアリングでは、オークション導入について否定的な意見が多くかったのに、基本方針案では逆に「検討に値する」ものとして肯定的に評価されている。多数意見と異なる方針を調査会が意図的に取りまとめるのであれば、その審議過程や取りまとめの理由を国民に対してしっかりと説明し、理解を得ることが不可欠だと考える。



意見書

平成22年8月19日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 102-8577  
東京都千代田区紀尾井町3番23号  
社団法人 日本民間放送連盟  
会長 広瀬道貢

電波利用との関係

放送局／放送事業用無線局の免許人で  
ある民間放送事業者を会員とする団体

電話番号 [REDACTED]

電子メール [REDACTED]

次期電波利用料に関し、別紙のとおり意見を提出します。

連企第67号  
平成22年8月19日

総務省総合通信基盤局長  
桜井俊様

社団法  
会 放送連盟  
頃道

「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」に対する意見について

「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」について、別紙のとおり当連盟の意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らいくださいますよう、  
お願い申しあげます。

平成22年8月  
(社)日本民間放送連盟

「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」に対する意見

1. 電波の経済的価値の一層の反映について

- ・ 電波の経済的価値を一層反映させるため、現行6:5となっているa群:b群の比率を変え、a群を増やすとの方針については、納得しがたい。バランスを欠いた極端な変更とならないよう、強く要望する。
- ・ なお、a群を増やすことが避けられないのであれば、“料額が大幅に増加する無線局等については料額を一定の水準にとどめる等の配慮が必要”との方針を、適切に反映すべきである。

2. 特性係数について

- ・ “次期については、現在適用している特性係数を基本的に維持する”との方針は、先の意見募集でも述べたとおり妥当なものと考えており、賛成する。
- ・ しかしながら、“中期的に見直しを行い、現行の特性係数に替わるべき新たな措置を周波数帯毎の電波伝搬やシステム毎の電波利用形態等も踏まえ、検討する”との方針については、詳細が示されておらず、唐突な印象を受ける。システム毎の電波利用形態に関して言えば、先の意見募集／公開ヒアリングで民放連から説明した“放送事業と携帯電話事業との違い”について十分考慮すべきであり、結果として特性係数を弱めることにならないよう、慎重に検討すべきである。

3. その他

- ・ “オークション導入は十分検討に値するもの”との記述があるが、意見募集／公開ヒアリングでは、多数の関係者が、反対または慎重に検討すべき旨の意見を述べていたため、唐突な印象を受ける。専門調査会として、多数意見と異なる方針を取りまとめるのであれば、その審議経過を明らかにし、取りまとめの理由が広く国民に理解できるようにすべきである。

以上

## 意見書

平成22年8月19日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 108-0076

住 所 東京都港区港南二丁目16番1号

氏 名 UQコミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 野坂 章雄

電波利用との関係 電気通信業務用無線局免許人

電話番号 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」について下記のとおり意見を提出します。

### はじめに

今回の次期電波利用料の見直しにおいては、電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分を拡大し、代りに無線局ごとにかかる電波利用料を低廉化することとされておりますが、事業立ち上げ時期で未だ加入者数が少ない弊社のようなケースでは、電波利用料負担額が大幅に上昇し、事業の成長を阻害する要因となることが懸念されます。

従いまして、このような措置を導入される場合には、当社のような事業立ち上げ時期の事業者に対しては、激変緩和措置を探って頂くことを要望致します。

以下に項目毎に意見を申し述べます。

### 1 電波利用料の予算規模等について

電波利用料の予算規模については、極力歳出の抑制に努められ、現行の規模を維持して頂きたいと考えます。

### 2 電波利用料の使途について

「光の道」整備のため大きな役割を果たすと考えられるワイヤレス・ブロードバンドの普及のため、そのエリア整備に電波利用料を活用して頂きたいと考えます。

### 3 電波利用料の料額について

① 「料額が大幅に増加する無線局等については料額を一定の水準にとどめる等の配慮」の

中に、事業立ち上げ時期における電波利用料の激変緩和措置を織り込んで頂きたいと考えます。

- ② WiMAX方式については1契約複数機器利用サービスの未使用機器の電波利用料も徴収されている一方で、SIM方式については同様のケースで徴収されていません。このような採用する方式間での電波利用料の不平等を解消するために、WiMAX方式についても1契約複数機器利用サービスの未使用機器の電波利用料について徴収しないような制度改正をして頂きたいと考えます。
- ③ 広域専用電波利用料については現在年額全額を一括して納付する方式であるが、資金負担等を考慮して月単位での納付も可能として頂きたいと考えます。

#### 4 その他

オークション制度の導入については、我が国の情報通信産業の円滑な発展に留意し、そのメリットのみならずデメリットについても十分な検討を行った上で慎重に判断すべきであり、導入を前提とした性急な議論は避けるべきであると考えます。

以上

## 意見書

平成22年8月19日

総務省 総合通信基盤局 電波部  
電波政策課 電波利用料企画室 御中

郵便番号 100-6150

住所: 千代田区 永田町2-11-1

氏名: 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

代表取締役社長 山田 隆持

(電気通信事業用無線局の免許人)

次期電波利用料に関し、別紙のとおり意見を提出致します。

### 【本件に関する問合先】

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

ネットワーク企画部 電波部

電波部長 [REDACTED]

担当課長 [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

『次期電波利用料の見直しに関する基本方針案』に関する意見の募集について下表のとおり、弊社の意見を申し上げます。

	意見の対象	弊社の意見
1	電波利用料の予算 規模等	予算の歳出の効率化は必要と考えます。 但し、予算規模は毎年拡大の一途をたどり、免許人の応分な負担を前提として、予算規模は現状を維持することが必要と考えます。
2	電波利用料の使途	
2-1	周波数再編の促進	携帯電話等のトラフィックの増大に対する新たな電波資源の確保に向けて、公平かつ適切な要件を設定した上で、新たな支援スキームにより周波数再編を加速することが必要と考えます。
2-2	電波の共同利用の 促進	ホワイトスペースの活用等を図るための環境整備が必要と考えます。
2-3	研究開発、実証実 験、国際標準化の 推進	モバイル分野のトラフィックの増大に対し、電波資源の拡大や周波数有効利用率の向上のため、長期的な視野に立った研究開発が重要であり、対象となる技術を拡張することが必要と考えます。 周波数再編に伴うシステム間干渉に係る検証が必要となります。より稠密な周波数運用を行うためには、必要に応じて机上検討結果に対するフィールドでの検証試験の実施が有効と考えます。 上記の考えから、研究開発、実証実験について賛同いたします。
3	電波利用料の料額	
3-1	電波の経済的価値 の一層の反映	使用帯域幅に応じた料額を拡大する一方で、無線局毎の料額の低廉化を図り、今後の様々な分野への無線利用の拡大を一層促進することが適当と考えます。
3-2	無線局毎の料額体 系の簡素化	無線局毎の料額体系を簡素化し、無線局あたりの料額を統一単価で低廉化することについて賛同いたします。
3-3	使用帯域幅毎の負 担の在り方	使用帯域幅に応じて負担する部分に関して各無線システム毎の特性係数を中期的に見直していくことについて賛同いたします。
4	電波利用料の性格	電波利用料制度は、電波の適正な利用確保に関し、電波利用共益費を受益者が分担する制度であることから、電波利用に係る共益事務に使用するための電波利用料の性格を維持

		することは適當と考えます。
5	オークション	<p>オークションの導入は免許人に新たな負担を課すこと、また、例えば欧州のような入札額の高騰を招くことにより、利用者負担の増加、サービスの高度化の遅れ、安定した事業継続が困難となること等が懸念されます。</p> <p>従って、オークションの導入の必要性・合理性について幅広い議論が必要と考えます。</p>

以 上

# 意見書

平成 22 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号	100-0004
住所	東京都千代田区大手町1-1-3
団体名	社団法人電子情報技術産業協会
代表者	常務理事 長谷川 英一
電波利用との関係	IT・エレクトロニクス業界団体
連絡先	インダストリ・システム部 部長代理
電話番号	[REDACTED]
電子メールアドレス	[REDACTED]

「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」に関し、下記のとおり意見を提出します。

## 記

### 1. 電波利用料の予算規模について

まず、地上デジタル放送移行対策経費の適切な支出及び後年度負担の償還を含め、平成23年度から平成25年度において、電波利用料から支出すべき予算額を明確にすべきである。

その上で、他の電波利用共益費用で実施すべき事業について、更なる効率化を図ることによって予算総額を最大限に抑制し、予算規模の適正化を図るべきであり、その総額は現状の規模より拡大されるべきではない。

また、地上デジタル放送移行対策及び後年度負担の償還後は、当該分の事業経費を減額した規模で運用されるべきである。

### 2. 電波利用料の使途について

総務省所管一般会計予算で実施すべき事業と、電波利用共益費用で実施すべき事業を明確に整理して分けるべきである。

特に、後者で実施すべき事業はホワイトスペースの利活用、周波数再編の促進等の電波の効率的な利用を図るための研究開発など、もっぱら電波利用共益事務に

該当する事業にのみ支出すべきであり、且つその使途及び運用に関しては透明性が確保されるべきであり、電波利用料の負担者及び国民に判り易く公表される必要がある。

### 3. 電波利用料の料額について

電波の経済的価値の反映という考え方については、一定の理解はできるものの、電波利用の目的は多種多様であり、慎重かつ十分な検討と国民的な理解が必要と考える。

また、今後の電波の有効利用によって発展の可能性が高い分野・産業においては、我が国の経済発展をも考慮した政策的な配慮がなされるべきであり、安易に賦課対象を拡大していくべきではない。特に、免許不要局に対しては電波利用料を賦課すべきではない。

### 4. その他

次期電波利用料の見直しに関する基本方針の具体的展開については、関係者や国民の意見を述べる場を設けられるとと思うが、それらについて具体的なスケジュールについて明らかにしてほしい。

以上

意見書

平成22年8月19日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 殿

〒530-8408

住所 大阪市北区扇町二丁目1番7号

名称 関西テレビ放送株式会社

氏名 代表取締役社長 畠井 澄郎

電波利用料との関係 放送局の免許人

連絡先 放送業務局 放送技術業務部長

TEL [REDACTED]

e-mail [REDACTED]

次期電波利用料の見直しに関する基本方針案に関して、下記のとおり意見を提出します。

1. 予算規模について

海外に比較しても相当高い予算規模について根本的にどうあるべきかが示されておらず、専門調査会による3年ごとの見直しにこだわらず継続的に検討していくべきである。また、23年度以降は歳入歳出の差額が生じないようにすることが必要との方針は、妥当と考えるが、歳出ありきの歳入予算決定の枠組みの中では予算の使い切りなど逆に無駄使いが発生する可能性もあり、適切な予算規模の決定と予算執行を要望する。

2. 用途について

今後重点的に推進する項目が列挙され概ね必要な施策と考えられるが、用途詳細についてさらなる透明性の確保を要望する。また、周波数再編を加速するための新たな支援スキーム、電波利用状況の情報提供‘電波のみえる化’などホワイトスペースの活用等を図るための環境整備のために必要な施策は新たな電波利用料の用途となり、新たな予算規模の増大を生むことが予想される。よって重点項目以外の従来の施策については効率化による予算縮減をはかり、全体の予算規模が増えないようにすることを要望する。

### 3. 料額について

電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分を拡大する方針について、按分部分との比率が明確でないが、これにより放送事業者の負担額がさらに増加することが予想され大きな懸念がある。料額が大幅に増加する無線局は一定の水準にとどめる等の配慮が必要との方針であるが、一定水準の具体性を示し適切に反映をする必要がある。

特性係数について、次期電波利用料に現在適用の特性係数を維持する方針は評価する。ただし、中期的に特性係数に替わるべき新たな措置について検討するとの方針については、放送における公共性、携帯事業者との電波利用料の負担構造の違いを十分理解し特性係数の意味合いを無くすることなく、さらなる料額の負担が発生することの無いよう放送事業者の意見を十分に反映されることを要望する。

### 4. オークションについて

先行事業者についての競争政策上の問題が生じないように対象を選定すべきとしたことは、既存事業者に対する一定の配慮と考えるが、先の意見募集にも述べたように放送用途の周波数帯についてのオークション導入には反対であり、それ以外の周波数帯へのオークション導入にあたっては十分な議論を行い、国民の理解を得ることを要望する。

## 意見書

平成22年8月19日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 あて

郵便番号 460-8501

住所 愛知県名古屋市東区東桜一丁目

14番27号

氏名 東海テレビ放送株式会社

代表取締役社長 浅野 碩也

電波利用との関係 民間放送局

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

電波利用料に関し、下記の通り意見を提出します。

### 1. 電波の経済的価値の一層の反映について

電波利用料の料額については、電波の経済的な価値だけではなく、電波利用の目的や社会的な役割についての配慮も必要である。

a群、b群の比率を変え、電波の経済的価値をより一層反映させるとの方針については、納得しがたい。高い収益をあげうる電波利用システムのみを重視すべきではない、と考える。

### 2. 使用帯域幅ごとの負担の在り方について

現在適用している特性係数を基本的に維持する、との方針は我々の主張が受け入れられたものとして評価する。

しかし、中期的に見直しを行う方針については、放送事業の社会的貢献等について十分に考慮すべきであり、慎重に考慮されるべきものと考える。